

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010001		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	1	特別法人税の撤廃	① 特別法人税の存在が、今般制度が導入された確定拠出型年金制度の普及や、今後企業年金法の下で運用されていく確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の運用に多大な影響を与えることが予想されるため、廃止を強く要望する。 ② 年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、さらに平成16年度税制改正要綱にて決定した公的年金等控除及び高齢者控除の縮小・廃止によって将来的に得られる財源は、特別法人税を撤廃することによる財源不足の穴埋めとして将来的に最優先で確保されてゆくべきである。		特別法人税については、平成17年3月31日迄で凍結の延長期限切れとなる。諸外国においては年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが再び課税されることとなった場合、新型企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の維持が困難になる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、撤廃されるべきである。	法人税法	厚生労働省 国税庁	
5001	50010002		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	2	(厚生年金基金、DB、CB全般) 給付減額に関する要件の緩和・法的枠組の整備、及び受給(権)者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し(1)	①(1) 各年金制度における加入者に関する給付引下げについては、現在母体企業の経営状況の悪化など止むを得ない場合に加入者の3分の2以上の同意を取ることが必要であるとされているが、この加入者に対する給付減額などの給付利率の変更、掛金の算定等については、これを加入者の3分の2未満で組織する労働組合の同意によっても可能とするなどの緩和措置が必要である。 (2) さらに外部環境の変化に対して、加入者に対する給付減額を実施する場合であっても、受給(権)者への適用が可能とならない限り公平感に欠け、企業年金制度の抜本的改善にも限定的な効果しかもたらさない。しかも現在では受給(権)者に対する給付減額を可能とする法的枠組みが整備されていないことから、是非、受給(権)者の給付減額について私法上効力が認められるような法的枠組の整備も同時に検討してもらいたい。		①(1) 現行の制度では、加入者に対する給付引下げの認可基準が厳しく、さらに受給(権)者に対しては給付引下げの法的枠組みさえ整備されていない。そのため現在の制度では、年金給付金額について絶対金額が基準になっており、当初設定した金額が減額されることを「不利益変更」と判断している。しかしながら、最近のような低成長、デフレ経済下にあつては、3分の2未満で組織する労働組合の同意がある場合においても、経済実態にあわせた給付額の決定が出来るような制度が不可欠であるといえる。 (2) なお、企業年金は公的年金と異なり、母体企業の健全な存続が、安定した企業年金制度の維持運営には不可欠であるため、給付の見直しに関しては、加入者と受給(権)者の両者を視野に入れた設計が可能となるような法的枠組みの整備が不可欠である。	厚生年金保険法 確定給付企業年金法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010003		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	3	(厚生年金基金、DB、CB全般) 給付減額に関する要件の緩和・法的枠組の整備、及び受給(権)者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し(2)	②(1) 給付減額時に、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、各社の制度上の選択一時金金額とすることを認めるべきである。 (2) また、給付減額時の一時金清算については、上記の選択一時金に加えて、裁定当時の算出基準に基づく最低積立基準額での一時金清算も認めるべきである。 (3) 給付減額時のみならず、制度終了時にも受給(権)者ノ加入者に最低積立基準額を分配することとなっているが、会社の退職金制度の一部としての年金制度という側面も考慮して、各社の制度上の選択一時金での分配を認めて貰いたい。特に、加入者(従業員)に対して、最低積立基準額で分配することは明らかに過大である。		②(1) 受給(権)者の給付減額を行う場合には、当該受給(権)者が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができる等、減額前の最低積立基準額が確保される措置が必要になっている。 (2) しかし、企業年金については退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえると、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している各社の制度上の選択一時金を用いるのが妥当と考えられる。 (3) 現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は選択一時金ベースと比較して過大になり過ぎる。このため、受給(権)者の大部分が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。例えば厚生年金基金では、平成9年以前に裁定を行った受給(権)者については、当時の予定利率が法令等により5.5%に制約されていたことを考えると、現在の算出基準による最低積立基準額で一時金清算すると、負担が大幅に増大してしまう。 (4) 例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有していれば、一括拠出を行う必要がなく、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。	厚生年金保険法 確定給付企業年金法	厚生労働省	
5001	50010004		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	4	過去勤務債務の一括償却	確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点、並びに年金財政の健全化促進を図る観点から、過去勤務債務の一括償却を含め償却期間の弾力化が必要である。具体的には、現在、償却率の上限が50%(定額償却の場合は3年)であるところを、一括償却(100%償却、1年償却)も含め50%(3年)以上の償却も認めるべきである。		確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点、並びに年金財政の健全化促進を図る観点から、過去勤務債務の一括償却を含め償却期間の弾力化が必要である。具体的には、現在、償却率の上限が50%(定額償却の場合は3年)であるところを、一括償却(100%償却、1年償却)も含め50%(3年)以上の償却も認めるべきである。	確定給付企業年金法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010005		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	5	(税制適格年金) 税制適格年金において時価主義の導入も可能に	① 税制適格年金は、実態的には簿価であることを求められているのは税制適格性のみであり、他の実務では時価をベースに行うのが今後の主流である。以上から、厚生年金基金では時価ベースに移行したことや、さらに新企業年金(DB,DC,CB)での評価も時価主義であることから、税制適格年金についても従来の簿価主義による評価に加え、時価主義で評価することも選択肢として認めるべきである。		税制適格年金が簿価主義であることの問題点は次の通りである。 ① 退職給付会計が時価主義であることとの整合性がとれない。 ② 厚生年金基金や新企業年金が時価主義であることとの整合性がとれない。 ③ 簿価主義の場合、運用機関の入替えなど、効率化を行うための施策を実施した場合に、必要以上に実現損益が発生し、それにより企業本体のキャッシュフローに影響を与えること。 ④ 運用は時価の極大化を目指すものであり、簿価の極大化には意味がないことから、運用収益の計測は時価ベースで管理することがもはや常識となっていること。 ⑤ 必要以上の実現益捻出は、運用の効率性を阻害すること。 ⑥ 時価に対する割合で算定することが合理的との判断から、信託銀行、投資顧問会社の報酬は時価ベースに基づく場合が多いこと。	法人税法	厚生労働省 国税庁	
5001	50010006		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	6	(厚生年金基金) 会社分割による新会社や会社合併等における基金の連合設立認可要件の緩和	① 労働契約継承法による基金の連合設立等に関する認可基準を緩和し、制度への継続加入について柔軟な対応が可能となるよう手当てされるべきである。例えば確定給付企業年金と同様な認可基準とできないか。 ② 更に、事業所編入認可申請時の必要資料等を簡略化し、事務負担の軽減に配慮すべきである。		① 労働契約継承法による分社会社等においては、分社後も従来の労働条件等を継承することが原則であり、企業年金制度においても何ら変わらない中で、承継のための認可申請においては、該当者の個別の同意や承認が必要など過度な手続きが必要となっている。 ② このままでは、事業の分割・合併等が加速される中で(1)事業の分割・合併等の形態が多様化していること、(2)企業間の資本関係についても、持ち株会社の介入等により直接的な関係とならないケースがあること、(3)外資系企業との合併の場合では、制度の統一そのものが難しい場合も想定されること等から、事業再編等に対する制約ともなりかねない。	厚生年金保険法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010007		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	7	(確定給付企業年金) 財政検証の割引計算に用いる予定利率の水準設定および財政計算に伴う掛金追加拠出要件の弾力化及び適正化	確定給付企業年金制度に課されている財政検証につき、以下の要件緩和を要望する。 ① 現実的な運用利率に基づいて拠出できるよう、非継続基準の予定利率の弾力化 ② 未積立分の償却期間の延長 ③ 平成19年まで償却免除とされている積立比率90～100%部分の償却廃止、もしくは償却免除延長 ④ 税制適格年金から移行した制度に対する最低保全給付計算時の控除の特例を、加入者部分だけではなく受給者部分にも認めること ⑤ 上記の財政検証に関連して、積立上限額の決定が「最低積立基準額もしくは上限計算用の数理債務の大きい額の1.5倍」となっているが、最低責任基準額をクリアしたら速やかにコントリビューションホリデーを受けられるよう、1.5倍を90%もしくは100%に変更すること		① 確定給付企業年金では、新たに非継続基準での掛金が必要とされ、その計算に使用する割引率も国債の利率(正確には20年国債の応募者利回り×0.8～1.2)を使うことが定められている。これは、従来の適格年金にはなかった概念であり、大幅な掛金支払の負担増加を企業に強いるものである。具体的には、従来、予定利率5.5%で運営していた企業が2.5%の割引率で非継続基準の財政検証を行った場合、概算で30～40%程度の債務の増加となり、大きい年金制度では数百億円単位で新たな掛金が求められることになる。 ② この新たな掛金のために、資金調達が強いられること、これは、企業経営を圧迫するものである。 ③ 長期的には運用が国債利率にとどまるということは有り得ず、概念的には、この実際の運用利率と国債利率の差が恒常的にオーバーファンドとしてファンドの中にとどまることになる。これは、企業経営の効率性を損なうものであり、キャッシュフロー経営の観点からは容認できない。 ④ また、非継続基準の債務の概念は、実際の退職金は大幅に異なるものであり、企業からすると過大な保全と言わざるを得ない。 ⑤ 更に、非継続基準の評価によって算出された不足分を埋め合わせるための資金の確保ができず、全体として税制適格年金から新企業年金への移行が著しく困難となるなど、非継続基準の存在が確定給付企業年金の普及を阻害する要因となっている。	確定給付企業年金法	厚生労働省	
5001	50010008		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	8	(確定給付企業年金) 規約・運用管理規定等に関する手続きの簡素化	規約・運用管理規定等については、開示内容を必要最低限にとどめることを可能としていただきたい。確定給付企業年金は、ディスクローズを明確に実施してゆくことを定めているが、実際の開示内容については、個々の企業ごとに弾力的に決めることを可能とすることが重要である。中でも次の措置を強く要望したい。 ① 規約の別表への運用受託機関の名称・住所のリスト掲載省略を要望する。 ② 規約、運用管理規程への運用機関のシェア記載省略を要望する。		① 規約の別表に運用受託機関の名称・住所を記入することになっており、規約申請から承認にかけての数ヶ月間は運用機関の変更(シェアイン、シェアアウト)が事実上困難になるという実務上の制約が生じており、またリスト掲載の必要性自体も不明確であることから、リスト掲載を省略して欲しい。(確定給付企業年金法-第四条第三号) ② 規約もしくは規約とは別に「運用管理規程」を作成し、運用受託機関のシェア(掛金払込割合、給付費等の負担割合)を記すようになっているが、運用受託機関シェアの変更の都度、労働組合の同意(事後同意を含む)を得る必要があり手続きが煩雑である。規約・運用管理規程への運用受託機関シェア記載の省略を要望する。(平成14年3月29日厚生労働省年金局長通知)	確定給付企業年金法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010009		企業の資金調達への円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	9	(確定給付企業年金) 確定給付の枠組において、権利義務継承に係る規制緩和及びグループ企業内の資産移管、個人のポータビリティの確保を要望する	<p>今般の企業年金制度改革案では、「厚生年金基金と他の確定給付型の企業年金との間での資産移管を認める」、「転職者が確定給付型の企業年金資産を転職先の確定拠出年金に移すことを認める」との内容になっているが、次の内容を具体的に措置願いたい。</p> <p>① 会社分割に伴う事業部門の移転・継承に関して、基金分割を行わずに厚生年金基金の加算部分については、新確定給付企業年金への権利義務移転を認めること。</p> <p>② 従業員の自由意志による転職(個別のポータビリティ確保)を想定した制度とすること。</p> <p>③ キャッシュ・バランス型の制度の場合でも、転職時に仮想口座の積立金を持ち歩くことを可能にするなど、個人毎のポータビリティを確保すること。</p> <p>④ またいづれの場合であっても、確定給付企業年金の脱退一時金を、転職先の確定給付企業年金や確定拠出年金に非課税で移管できるよう措置すること。</p> <p>⑤ さらに、企業年金制度研究連絡会が提案している「年金通算センター」のような、いわゆる「個人退職勘定」を一元管理する組織の創設を行い、転職等事由の発生に際しても年金制度や税制優遇措置が継続可能となる機能を盛り込むなどの手当てが必要である。</p> <p>⑥ 事業再編等に伴う移管について、実施事業所の全部の継承の場合における当該実施事業所からの退職者については、本人同意無しで債務移転を可能とすべきである。</p>	<p>確定給付企業年金法の新設や厚生年金保険法の改正等により、年金給付の権利義務の移転・継承が認められるなど、仕掛け自体は整備されたが、まだ一定の制約が残されている。そのため、異なる年金制度を有する会社同士の合併、また異なる年金制度を有するグループ会社間の人事異動など、年金制度がネックとなり円滑に行えないケースがある。具体的には次のようなものがある。</p> <p>① 厚生年金基金の権利義務移転については、現状、適格年金や確定給付年金法に基づく基金型または規約型企業年金等、他の年金制度からの移管受入れのみが可能となっており、厚生年金基金から新確定給付企業年金への権利義務移転が認められておらず、基金の分割を行えば権利義務を移転できるが、制度の維持管理に係る新会社での負担が重くなってしまいうなど、事業再編の妨げとなる。</p> <p>② 実施事業所の一部の加入者に関する権利義務継承も認められるようになったが、基本的には集団としての処理が前提であり、従業員の自由意志による転職(個別のポータビリティ確保)は想定されていない。つまり、確定給付型年金では、個人単位の権利義務継承ができないことから制度が異なる会社間で人が異動(移動)する場合は年金制度が大きな阻害要因となる。</p> <p>③ キャッシュ・バランス型の制度も実施可能となったが、転職時に仮想口座の積立金を持ち歩くことはできず、個人毎のポータビリティは確保されていない。キャッシュ・バランスプランでは個人の持分が明確であることから、個人単位の権利義務の継承は可能であるはずである。</p> <p>④ また、事業再編等に伴う移管について、実施事業所の全部の継承については受給権者も本人同意なしに移管できるようにすべきである。現状では権利義務継承時の受給(権)者の債務移転には本人同意が必要となっている。</p>	確定給付企業年金法	厚生労働省		
5001	50010010		企業の資金調達への円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	10	(確定給付企業年金) 確定給付型の企業年金における給付引下げに係る承認基準・手続きの緩和及び法的枠組みの整備	<p>①(1) 各年金制度における加入者に関する給付引下げについては、現在母体企業の経営状況の悪化など止むを得ない場合に加入者の3分の2以上の同意を取ることが必要であるとされているが、この加入者に対する給付減額などの給付利率の変更、掛金の算定等については、これを加入者の3分の2未満で組織する労働組合の同意によっても可能とするなどの緩和措置が必要である。</p> <p>(2) さらに外部環境の変化に対して、加入者に対する給付減額を実施する場合であっても、受給(権)者への適用が可能とならない限り公平感に欠け、企業年金制度の抜本的改善にも限定的な効果しかもたらさない。しかも現在では受給(権)者に対する給付減額を可能とする法的枠組みが整備されていないことから、是非、受給(権)者の給付減額について私法上効力が認められるような法的枠組みの整備も同時に検討してもらいたい。</p> <p>② 掛金負担の困難性を事由にした給付引下げは、直近の給付水準の変更から5年を経過していることを求めているが、この5年ルールの廃止を要望する。</p> <p>③ また、確定給付企業年金やキャッシュ・バランスプランなどの確定給付型年金と確定拠出型年金の二本建てで制度を運用しているような場合、合計での会社拠出が同額であれば、確定給付型年金を減らし確定拠出型年金への拠出を増やすような場合、確定給付型年金だけを見て減額であるとしなくてもいい。</p>	<p>①(1) 現行の制度では、加入者に対する給付引下げの認可基準が厳しく、さらに受給(権)者に対しては給付引下げの法的枠組みさえ整備されていない。そのため現在の制度では、年金給付金額について絶対金額が基準になっており、当初設定した金額が減額されることを「不利益変更」と判断している。しかしながら、最近のような低成長、デフレ経済下においては、3分の2未満で組織する労働組合の同意がある場合においても、経済実態にあわせた給付額の決定が出来るような制度が不可欠であるといえる。</p> <p>(2) なお、企業年金は公的年金と異なり、母体企業の健全な存続が、安定した企業年金制度の維持運営には不可欠であるため、給付の見直しに関しては、加入者と受給(権)者の両者を視野に入れた設計が可能となるような法的枠組みの整備が不可欠である。</p>	確定給付企業年金法	厚生労働省		

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010011		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	11	(確定給付企業年金) 受給権者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し	②(1) 給付減額時に、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、各社の制度上の選択一時金金額とすることを認めるべきである。 (2) また、給付減額時の一時金清算については、上記の選択一時金に加えて、裁定当時の算出基準に基づく最低積立基準額での一時金清算も認めるべきである。 (3) 給付減額時のみならず、制度終了時にも受給(権)者/加入者に最低積立基準額を分配することとなっているが、会社の退職金制度の一部としての年金制度という側面も考慮して、各社の制度上の選択一時金での分配を認めて貰いたい。特に、加入者(従業員)に対して、最低積立基準額で分配することは明らかに過大である。		②(1) 受給(権)者の給付減額を行う場合には、当該受給(権)者が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができる等、減額前の最低積立基準額が確保される措置が必要になっている。 (2) しかし、企業年金については退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえると、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している各社の制度上の選択一時金を用いるのが妥当と考えられる。 (3) 現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は選択一時金ベースと比較して過大になり過ぎる。このため、受給(権)者の大部分が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。例えば厚生年金基金では、平成9年以前に裁定を行った受給(権)者については、当時の予定利率が法令等により5.5%に制約されていたことを考えると、現在の算出基準による最低積立基準額で一時金清算すると、負担が大幅に増大してしまう。 (4) 例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有していれば、一括拠出を行う必要がなく、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。	確定給付企業年金法	厚生労働省	
5001	50010012		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	12	(確定給付企業年金) 確定給付企業年金(老齢給付金)の支給要件の緩和	① 50歳未満で退職(加入資格を喪失)した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能として欲しい。		① 50歳未満で退職(加入資格を喪失)した年金受給有資格者については、60歳到達時まで年金の支給を開始することができない。 ② これは、当該対象者については、退職(資格喪失)という事象が50歳以上60歳未満の期間に発生したものではないため、法令上の60歳未満での支給開始要件を満足しないと解されるためである(確定給付企業年金法第36条)。 ③ 既に退職(加入資格喪失)という事象が発生しており、かつ50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職(加入資格喪失)という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制限されることは、受給権者本人の納得性が低く、企業内における制度運営の観点からも、50歳以上退職者とのバランス上問題であるし、ライフサイクル上の必要性等の観点からも、50歳未満退職者についても50~60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。	確定給付企業年金法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010013		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	13	(確定拠出年金) 老齢給付金の給付や開始年齢の弾力化、中途引出し要件の緩和	① 60歳未満の加入者で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件に限られているため、老齢給付金の給付や開始年齢の弾力化を要望する。 ② 中途引出しが可能となる要件は、今回の企業年金制度改革案では、加入期間が3年以下、又は、資産額が50万円以下で制度上掛金を納められない者にも認めるとの内容になっているが、貯蓄ではなく年金として維持していくという観点からさらに柔軟性のある制度とするためには、小額の資産を保持している人であっても手数料や口座管理料等で不利益を被らないような個人別管理資産の中途払出を含めた措置を検討すべきである。		① 確定拠出年金法案の成立により、労使双方にとって、企業年金制度の選択肢が広がることとなった。しかし、企業は退職給付制度の見直しに際して、確定拠出年金を見直しのメインの制度として位置づけることが難しい。支給開始が原則60歳に到達してからということは、60歳まで手元資金化できないということである。60歳まで中途解約が出来ないこと等の理由から確定拠出年金の導入を躊躇、または慎重にならざるを得ず、確定拠出年金市場の裾野がいつまで経っても広がらない恐れがある。確定拠出年金は貯蓄ではなく、あくまでも自働努力による老後の生活保証のための年金であることに留意し、給付や開始年齢を弾力的に設定することを可能にするなど、より使いやすい制度としていく必要がある。 ② また、確定拠出年金の特徴であるポータビリティに関して、今回の企業年金制度改革案による加入期間が3年以下、又は、資産額が50万円以下で制度上掛金を納められない者にも認めるとの内容は評価できるが、それでも50万円を多少上回る程度の資産額を保有しながら勤続4年程度で退職し、第3号被保険者となった者は個人型適用指図者となり、このままでは現下の低金利の状況では手数料や口座管理料を勘案すると魅力ある制度とはならない。なぜなら運用が殆ど見込めないのに手数料や口座管理料がかかり、目減りしていつか減ってしまう場合が大いに考えられ、最悪残高が0になったり、実質マイナスに陥ってしまう可能性もあるからである。このような短期加入者で、以後加入者となれない者の救済措置が絶対必要であると考ええる。 ③ また、企業型の加入者が退職した場合、個人型に移行することとなるが、転職先で企業型確定拠出年金がなく確定給付企業年金が実施されている場合や公務員となる場合、掛金の拠出ができなくなる。企業型で積み立てた資産が小額の場合、手数料を考慮すると支給開始可能な時期まで資産が残らないケースが発生することから、このような観点からも中途脱退は制度的に不可欠であると言える。さらにこの問題は制度普及のネックとなっており、利便性の向上による制度普及が望まれる。	確定拠出年金法	厚生労働省	
5001	50010014		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	14	(確定拠出年金) 掛金の拠出可能限度額の引上げ	① 確定拠出年金における掛金の拠出可能限度額が低く、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するため、また企業の柔軟な年金制度の設計の実現のためには、拠出可能限度額を今回の平成16年度の税制改正大綱に盛り込まれた金額からさらに引上げるべきである。		① 今回の平成16年度の税制改正大綱に盛り込まれた拠出可能限度額について、企業型確定拠出年金については、(1)企業年金に加入していない場合、月額46,000円(現行36,000円)へ、(2)企業年金に加入している場合、月額23,000円(現行18,000円)へ、個人型確定拠出年金については、(1)企業年金、企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場合、月額18,000円(現行15,000円)へと引き上げられることとなった。 ② しかし特に企業型の場合、拠出可能限度額がまだ低く抑えられていることから、例えば将来の年金制度の構築に向けて、確定給付企業年金と確定拠出年金の併用への移行を考えた場合であっても、確定拠出年金の移行割合を上げすぎると拠出可能限度額を超えてしまうこととなり、越えた部分については給与への上乗せをせざるを得ない状況となる。 ③ その場合、所得税増加、総報酬制の導入により社会保険料の増加が伴うこととなり、つまりは給与への上乗せ部分は税金や社会保険料へと消えてしまうことになる。 このような現象を解決し、柔軟な年金制度設計を可能とする観点からも拠出可能限度額の更なる引き上げは早急に実施することが不可欠である。	確定拠出年金法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5001	50010015		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	15	(確定拠出年金) 企業と従業員のマッチング拠出(本人拠出)を可能とすること	① 確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の意識を高め支援するためには、本人拠出ができる仕組みが必要である。 ② 現行の財形年金制度との親和性や移行も視野に入れた場合、本人拠出(マッチング拠出)を可能とすることにより、将来的な選択肢の充実を図るべきである。 ③ したがって拠出限度額の枠の範囲内で、事業主の拠出に加えて本人拠出(マッチング拠出)も可能とする措置を講ずるべきである。		① 現在、企業型確定拠出年金の実施時は、事業主からの拠出しか実施できず、本人からの拠出はできない。 ② 企業年金の設計という観点からは、退職金や確定給付企業年金等からの移行だけでなく、財形年金との親和性や移行も視野にいれるとマッチングは不可欠であるといえる。	確定拠出年金法	厚生労働省	
5001	50010016		企業の資金調達円滑化に関する協議会 (略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	16	(確定拠出年金) 確定拠出年金において規約分割・統合による制度導入を可能に	労働契約継承法に基づく分社等の際に、新会社において従来同様の制度を継続する場合は、規約分割による制度導入を可能として欲しい。		① 新会社において規約を新設し、個人資産を移管する場合、一旦現金化した上で資産移管を行わなければならないこと、商品の売却・購入日について本人が指定できないこと、口座番号/パスワードが変更になること、配分指定等の指図をもう一度行わなければならない等、加入者等の不利益が大きい。 ② また、事業再編という観点からも、会社を分割・統合する場合、確定拠出年金では、規約の継承・分割が認められていないことから、資産の現金化など加入者等の不利益が大きい。	確定拠出年金法	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5002	50020001		個人(福田 誠)	1	道路交通法における自動車の区分の改正	<p>道路交通法における自動車の区分にて、道路交通法施行規則第二条で、大型二輪自動車を総排気量0.400リットルを超える内燃機関を原動機とする・・としているが、これを0.600リットルを超える・・とすることを要望する。</p>	<p>この規制改革をすることで、普通自動二輪免許で0.600リットル未満の二輪車に乗車が可能とし、0.600リットル未満の製品の市場を拡大する。これにより、EUなどにおける規制と国内規制を同様のものとする事ができ、国内メーカーが現在国内向けに400CCクラス(～400CC)の製品と外国向けに600CCクラス(～600CC)の製品を製造するために二重に投資するコストを低減することが可能になり、国内メーカーの国際競争力を増強させることができる。現在日本メーカーのシェアが低下し、競争力が落ちる中で大きく寄与すると思われるため。</p>	<p>この規制改革をすることで、EUなどにおける二輪車の区分規制と国内規制を同様のものとする事ができ、国内メーカーが現在国内向けに400CCクラス(～400CC)の製品と外国向けに600CCクラス(～600CC)の製品を製造するために二重に投資するコストを低減することが可能になり、国内メーカーの国際競争力を増強させることができる。現在日本メーカーのシェアが低下し、競争力が落ちる中で大きく寄与すると思われるため。</p>	<p>道路交通法施行規則第二条</p>	<p>警察庁・国土交通省・経済産業省</p>	<p>警察庁のみならず、経済産業省の意見も踏まえた回答を頂きたい。</p>
5003	50030001		佐藤貿易	1	火薬類取締法の適用除外指定を受ける際の事務手続きの制度化	<p>火薬類取締法施行規則第1条の4により、火工品でも経済産業省令で指定を受けると火薬類取締法の適用を受けないこととされているが、その指定を受けるための申請方法、提出書類の書式、審査・判定基準等が明確となっていないため、制度を定めていただきたい。</p>	<p>火薬類取締法施行規則第1条の4により経済産業省令で指定していただき、法の適用除外を受けたい複数の火工品がある。</p>	<p>火薬類取締法第2条第1項第3号へ、火薬類取締法施行規則第1条の4</p>	<p>経済産業省</p>		

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5003	50030002		佐藤貿易	2	火薬類取締法の適用除外の告示を受ける際の事務手続きの制度化	火薬類取締法施行規則第1条の4第7号により、火工品でも経済産業大臣より指定され告示を受けると火薬類取締法の適用を受けないこととされているが、その告示を受けるための申請方法、提出書類の書式、審査・判定基準等が明確となっていないため、制度を定めていただきたい。		火薬類取締法施行規則第1条の4第7号により経済産業省大臣より告示していただき、法の適用除外を受けたい複数の火工品がある。	火薬類取締法第2条第1項第3号へ、火薬類取締法施行規則第1条の4第7号	経済産業省	
5004	50040001		とーのう薬局	1	処方せん自己調製システム	・薬事法等により本来薬剤師が行う調整業務を、薬剤師監視の下で患者自身が調剤できる業務(散剤・液剤・向精神薬・覚醒剤原料・注射薬・自家製剤・計量混合調剤以外)についてのみ、規制を緩和し本人が行うシステム①薬剤師が希望患者に「基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、薬事関係制度」等の講習会を開講 ②本人識別のため、IDカードを作成(免許証等で確認)③薬剤師が処方せんを監査 ④患者自身が錠剤等または、外用薬等の数量を確認し調整 ⑤調整後、薬剤師が薬剤監査をし、自己調剤料を差し引いた調整料等を請求する	・薬剤師監視の下で患者自身が調剤できる業務(散剤・液剤・向精神薬・覚醒剤原料・注射薬・自家製剤・計量混合調剤以外)についてのみ、規制を緩和し本人が行うシステム①薬剤師が希望患者に「基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、薬事関係制度」等の講習会を開講 ②本人識別のため、IDカードを作成(免許証等で確認)③薬剤師が処方せんを監査 ④患者自身が錠剤等または、外用薬等の数量を確認し調整 ⑤調整後、薬剤師が薬剤監査をし、自己調剤料を差し引いた調整料等を請求する	①患者自身に処方薬の知識と自覚をもたせる ②保険調整に伴う医療費を軽減させる(別紙1-1-1-2)	・薬剤師法 第4章[業務]第19条 (別紙2参照)	厚生労働省	* 要望理由添付資料は、別紙1-1-1-2参照 * 根拠法令等については別紙2参照(薬剤師法第19条) * このシステムは、薬剤師法等の拡大解釈によるシステムです * 対象者は自動車免許等取得者

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5004	50040002		とーのう薬局	2	宅配時遠隔服薬指導システム	従来の宅配時における服薬指導方法には、薬剤師が直接患者宅へ出向き、患者宅にて直接服薬指導を行うシステムである。今回の要望は、薬剤師以外の局員が宅配した場合における服薬指導を、携帯型情報端末等を利用して、服薬指導を行うシステムの実施	患者から送信された処方せんに基づき調剤後、薬局員等がIP電話、PC等を持参し、薬剤師が遠隔地にてその携帯型情報端末を介し、患者に直接服薬指導を行うシステムである	①病氣や怪我また重度の患者にとって、長時間の病院における診療後、さらに調剤薬局へ薬剤を受け取るためにさらなる時間をかけることには、身体的、精神的な負担が多い。また老人においては交通手段に限りがあるため、調剤薬局で薬を受け取るに至るまでに多くの労力を要する等の理由により、薬剤の宅配を希望する患者が増えることが予想される。しかし、薬剤師自身が直接患者宅に向く事は物理的に限度があり、制限されるため。②薬局でも病院でも薬剤師の業務は基本的に患者さんに対して薬剤の管理及び指導を行うので管理する項目はかなり重複しています(業務の範囲、業務量、形態の違いはありますが...)。今後、病院(薬剤部)や薬局において患者に対し質の高い薬剤管理指導を行うためにも業務の効率化を図る必要があると思います。 * (別紙1参照)	薬剤師法 第25条の2 (情報の提供)一薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならない。	厚生労働省	* 要望理由の添付資料「保険薬局の基本的な管理・指導内容」(別紙1)
5004	50040003		とーのう薬局	3	「医薬分業における院外処方せん 応需の適正化」	現在、医療機関を受診した際発行される処方せんを、希望者は病院等から調剤薬局へFAXにて送信されております。この際、情報蓄積型の端末が使用されているので、個人情報等が第3者に関連されている現実があります。但し、待ち時間や交通手段等の諸事情によりFAX送信のシステムは必要かと思われる。患者の個人情報を保護するために病院等からの通信システムを情報蓄積型でない端末での通信システムに統一すること。または、本人もしくはその家族に直接処方せんを持ってきてもらう本来の医薬分業にする必要がある。また、FAXを利用した場合、受益者負担の原理から通信手数料は本来利用者が負担するものと思われます。しかし、上記の理由によるFAXの利用は仕方がないものと思われるため現在は薬局負担となっています。通信システムを利用しない者との不公平が出ると思われるので、患者宅から送信された処方せんや直接持って来られた処方せんに対しては、患者自身に払い戻しを行う必要があると思われます。これらのシステムの実施を要望します。(別紙2)	①送信システムを情報蓄積型から、個人情報保護のため情報が蓄積されない端末等を使用する。 ②処方せんを直接持参または、医療機関以外から送信された患者に対して、通信手数料等の返金を行う。	個人情報保護のため		厚生労働省	* 要望理由添付資料一通信手数料関係書類「特別会費明細書」(別紙2)

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5005	50050001		社団法人 日本証券投資顧問業協会	1	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大	投資一任(顧問)契約における投資(助言)対象資産は証券取引法上の有価証券に限定されているが、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」という。)における主たる投資対象として投信法施行令第3条に規定される「特定資産」を、投資顧問業者の投資(助言)対象として認めて頂きたい。		年金基金等をはじめ投資家の多様な運用ニーズに対応するためには、証券取引法上の有価証券以外の資産への投資が不可欠である。証券取引法改正案の可決・成立により、投資事業有限責任組合出資持分等が有価証券とみなされる予定であるが、それ以外にも投信法上の「特定資産」である金銭債権や金融デリバティブ取引に係る権利等が、兼業としてではなく投資顧問業者の投資対象として法令上明記されることにより、投資顧問業者の商品開発力、運用能力の向上を通じ投資家利益にも資すると考えられる。	投資顧問業法第2条、投信法第2条、同施行令第3条	金融庁	
5005	50050002		社団法人 日本証券投資顧問業協会	2	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	外国為替取引、有価証券の貸付および議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を、投資顧問業者が投資顧問業務として行い得る旨を法令上明確にして頂きたい。		外国為替取引、有価証券の貸付および議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言については、投資顧問業者が有価証券投資を行うにあたり本来当然行える業務であるにも拘らず、外国為替取引は外貨建有価証券売買に付随する取引のみに限定され、有価証券の貸付については特別の事情により一時的にまたは暫定的に行う場合を除き許容されていない。また、議決権行使についても「投資を行うのに必要な権限」として認められるとすれば、投資助言業者は議決権行使に係る助言を投資顧問業務として行うことができない。投資信託委託業者には認められているこれらの取引等が、投資顧問業者にも兼業としてではなく当然行いうる業務であることを法令上明記すべきである。	投資顧問業法第2条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5005	50050003		社団法人 日本証券投資顧問協会	3	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化	投資者保護等に支障が生じない範囲で投資顧問業務を営むために必要な全ての事務について外部委託が可能であることを法令上明確にしていきたい。		投資顧問業者は、投資一任契約が民法上の委任契約であるとの性格から自己が事務を執行することが前提とされている。事務を外部委託することが出来れば、効率的資源配分を通じて業務の合理化、競争力の向上等に資するものと考えられる。外部委託の可否について投資顧問各社が都度当局に事前確認申請を行う方法では、人的・時間的コストが膨大なものとなることが予想され、手続として現実には機能しにくいと考えられる。仮に、全ての事務の外部委託が認められないとすれば、外部委託が認められない事務の範囲を明確にしていきたい。	投資顧問業法第2条、民法第643条、保険業法施行規則第51条第4号、事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-6-5	金融庁	
5005	50050004		社団法人 日本証券投資顧問協会	4	兼業承認取得手続の届出化	認可投資顧問業者が兼業を行う場合は、兼業承認申請手続が必要とされているが、当該業者が証券業または信託業務を営む場合においては届出制が適用されている。証券業または信託業務を兼営しない認可投資顧問業者についても届出制としていきたい。		現行の兼業承認取得手続では、兼業申請から承認取得まで少なくとも数ヶ月を要しており、機動的なビジネスの遂行の妨げとなっている。仮に、届出制の適用が困難であるとすれば、「停止条件付届出制」等の導入については是非とも検討していきたい。	投資顧問業法第31条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5005	50050005		社団法人 日本証券投資顧問業協会	5	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	①投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。 ②登録事項の変更届出を、2週間以内の届出から1ヶ月以内に届出ることと改めて頂きたい。		①住所の公衆縦覧はプライバシー及びセキュリティの観点から問題があり、個人情報保護の観点からも速やかに廃止すべきである。②投資者保護の観点から変更時は速やかに届出が行われるべきであるが、登録事項の変更届出を2週間以内に提出することは、年末年始や連休を挟む場合など最善を尽くしても実務上困難なケースが発生していることを踏まえ、1ヶ月以内への変更が困難であれば、例えば営業日ベースで10日間を確保するなど実態に即した措置として頂きたい。	投資顧問業法第5条、同第6条、同第8条	金融庁	
5005	50050006		社団法人 日本証券投資顧問業協会	6	利害関係人の範囲の限定	①利害関係人の範囲を旧施行規則第26条第2項第3号に定められていた「投資顧問業者の経営を実質的に支配しているもの」と同等の程度までに限定して頂きたい。②投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、少なくとも投信法施行令や証券取引法施行令と同等の規定として頂きたい。		平成16年の施行令および施行規則の改正により、投資顧問業者の利害関係人の届出範囲等が改訂されたが、利害関係人の定義自体は依然として複雑かつ広範である。特に親族の定義や人的支配の構成要件については、投信法施行令や証券取引法施行令と比較しても過重な規定となっている。他業態との整合性を考慮し、その範囲を縮小・整理することによって、利害関係人に関する行為規制等の実効性の確保を図るべきである。	投資顧問業法施行令第8条、同施行令第10条、投信法施行令第20条、事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)3-4-3、証券取引法施行令第15条の4	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5005	50050007		社団法人 日本証券投資顧問業協会	7	赤字・赤枠規制の廃止	投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める赤字・赤枠規制を廃止して頂きたい。		平成16年3月の商品投資販売業者の業務に関する命令の改正において、商品投資販売業者に対する赤字・赤枠規制が廃止された。投資顧問業者においても過剰規制と考えられる同規定は撤廃すべきである。	投資顧問業法施行規則第17条、同第18条 商品投資販売業者の業務に関する命令第3条、同第4条	金融庁	
5005	50050008		社団法人 日本証券投資顧問業協会	8	同一運用に関する規制の撤廃	同一運用に関する事務ガイドライン上の規制を撤廃し、合同運用のみを規制することとして頂きたい。		同一運用は、顧客毎に別個のファンドを設定し運用管理する個別運用の一形態であると考えられる。実務的にも、認可投資顧問業者が顧客に提供する運用商品は、各社の投資哲学や運用スタイルに則りモデルポートフォリオを基準として統一的に運用されているケースがみられるが、このような運用形態は最適運用の観点からも規制対象とすべきではない。また、同一の資産管理機関であっても顧客ファンドは個別に管理されており、投資者保護の観点からも同一運用を規制対象とする必要性はないものとする。仮に同一運用規制が証券会社のラップ口座に適用されるとすれば、その適用範囲はラップ口座に限定されるべきである。	事務ガイドライン(証券投資顧問会社の監督関係)2-3-1、同2-3-2、同3-1、同3-3-3	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5006	50060001		外国損害保険協会(FNLIA)	1	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により銀行等が知り得た顧客に関する情報を有効活用した保険募集が妨げられているので、これを撤廃する。		銀行等による保険募集は保険業法により適正な募集と契約者保護が図られている。又 銀行等による保険の募集が当該銀行等と他の取引に影響を及ぼさない様 いわゆる圧力募集等の弊害防止措置が講じられている。更に 銀行等がその行う業務に際して知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用する場合は、事前に当該顧客の書面その他適切な方法による同意を求めている。しかるに「非公開情報保護措置」は 保険募集についてのみ講じられる措置であり銀行等が 営む業務全体に関しては この様な規制は存在していない。	保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	金融庁	
5006	50060002		外国損害保険協会(FNLIA)	2	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	金融庁は 本措置に係る内容を事務ガイドライン等で明確化する必要がある。具体的には、 1. 保険募集に利用される弊害が発生する恐れの高い非公開情報を具体的に例示すること。 2. 顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話番号・Eメールアドレス等の非金融非健康情報は、銀行等の「特別の情報」ではないことを確認すること。 3. 銀行等の保険募集が対面募集だけでなく、郵便・電話・インターネット等他の募集方法に拡大することも考えられるので、募集方法毎の顧客同意取得方法それにその時期を明確にすること。 4. 本措置につき、文書による開示と説明を行い、第一回目の保険販売が終了するまでに当該顧客からの同意を取得することが、「その他の適切な方法」のひとつであることを確認すること。		個人情報保護法では「個人情報の有用性に配慮しつつ 個人の権利利益を保護すること」としているが「非公開情報保護措置」は非公開情報の特定、同意取得の時期、その方法が厳格に規定されていない。したがって銀行等は 顧客の氏名・住所等をも非公開情報としており、その結果 銀行等の保険募集における顧客情報の有効利用が阻害されている。	保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5007	50070001		学校法人新潟福祉医療学園	1	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	教育職員免許法施行規則第28条を削除して、保育士養成指定施設専修学校専門課程(2年以上)において、幼稚園教諭二種免許養成機関の指定を認めてくださるようお願い致します。	幼児教育振興プログラム及び幼保一元化構想による幼稚園教諭及び保育士人材養成のニーズに応えるために、保育士養成専修学校専門課程において幼稚園教諭二種免許取得課程教育を行い、幼稚園教諭免許取得者を増加させてこれからの幼児教育及び保育福祉教育、さらには地域社会全般に貢献します。	幼稚園教諭二種免許を取得するには、現行制度上、大学等において必要単位を修得する以外の取得方法を探ることしかない。その他、教員養成機関の指定を受けた専修学校専門課程で取得可能であるが、教育職員免許法施行規則第28条の制約により昭和55年以降教員養成機関として指定を受けた専修学校は存在しない。大学等においては、幼稚園教諭免許と保育士資格が同時取得可能であるが、専修学校専門課程では、厚生労働省所管の保育士養成しか認められていない。幼稚園と保育所の連携で幼児施設の人材確保の必要性がありながら、教育機関においては、そのニーズに対応していないのが現状である。また、来年度幼稚園教員資格認定試験が実施される予定になっているが、現任保育士のみを対象で、保育士養成施設在生学生は対象となっていない。カリキュラム上幼稚園教諭及び保育士課程の差は少なく、また、保育所在職経験者が幼稚園教員資格認定試験受験可能であることも含め、幼稚園教諭免許と保育士資格の差は職種に関しても狭まりつつある。よって、幼稚園教諭養成課程を保育士養成指定専修学校専門課程においても設置可能をお願い致します。	教育職員免許法施行規則第28条第1項	文部科学省	「幼稚園教諭二種免許付与の緩和」提案理由書 別添資料(1)教育職員免許法第5条及び第5条別表第1・教育職員免許法施行規則第2章課程の認定第19条～第23条 (2)教育職員免許法施行規則第4章教員養成機関の指定第27条～第33条 (3)平成16年度私立短期大学幼稚園教諭二種免許課程認定学科一覧 (4)専修学校に関するこれまでの主な施策の経緯 専修学校の専門課程への進路指導について(通知) 専修学校専門課程修了者の大学編入学等について学校教育法第82条の10 (5)指定保育士養成施設指定基準 (6)幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に要する最低単位数対比表 (7)幼児教育振興プログラム (8)創路短大ニュース 第1号 2000.7.7 (9)幼稚園教員資格認定試験について(文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育部会第9回資料) (10)学校法人新潟福祉医療学園通学部パンフレット
5008	50080001		株式会社 ヒロ	1	濃縮温泉水を温泉法に基づく温泉と同等に取り扱ってほしい。	・濃縮温泉水を温泉法に基づく温泉と同等に扱ってほしい ・濃縮温泉水は、天然温泉を水分のみ蒸発させているので、成分外の損傷は殆どなく、水道水等で希釈するとほぼ源泉成分に戻る。(95%以上) ・現行の温泉法による温泉は、ろ過循環、水による希釈、塩素酸ナトリウム投入も全て温泉と称して許可している。 ・現在の温泉施設の温泉水の大半は人為的に手を加えているがこれは「濃縮温泉水」は認められない。 ・温泉法は、掘削に伴うこと以外に罰則規定がない。	・濃縮可能な範囲で全国の温泉地において天然温泉を生かして可能な限り「全国温泉シリーズ」を作り、濃縮し、コンパクトにして輸送コストを削減し、消費者に確かな温泉の提供をしたい。 ・温泉療法医の要望もあるので、特にアトピー性皮膚炎の患者さんの自宅での温泉療法と、アフターケアの役に立ちたい。 ・アトピー性皮膚炎の患者さんは、ろ過循環し塩素投入した温泉で治療はできない。 ・天然温泉の保護と、本物温泉にこだわりを持って温泉を扱いたい。 ・濃縮温泉の効果効能を消費者に明確に表示し、人々の健康のためにの本物温泉を提供したい。	・濃縮温泉水を温泉療法に取り入れたいのであるが、「濃縮温泉水」は温泉法に基づく温泉でないためにその効果効能を表示できないために医療機関等が導入してくれない。 ・同様の理由で公的機関の導入をしてもらえない。 ・温泉療法医との取り組みで、アトピー性皮膚炎の自宅温泉治療法目的に使う場合、通常の温泉水を使う場合、一度に大量の温泉水を用意しなければならず困難である。この解決策として温泉水を濃縮して輸送できるよう考案した。 ・「濃縮温泉水」を自宅で水道水で希釈して源泉成分に戻すことができ、医学的にも温泉効果を生かすことができる。これが何より重要であるため温泉の効能効果と温泉成分表示を明確にして消費者を安心させたい。	・温泉法 1. 第2条 2. 第13条 3. 第14条 4. 施行規則 第5条 第6条 第7条 ・温泉利用許可 ・公衆浴場における衛生等管理要領等(これによって天然温泉が絶滅する恐れがあると考えられる) ・公衆浴場における水質基準等に関する指針	・環境省 ・都道府県知事 ・厚生労働省 ・保健所による指導体制	1. 「濃縮温泉水」に関する温泉法の疑義について(照会) 2. 「濃縮温泉水」について(回答) 3. 「濃縮温泉水」に関する温泉法の疑義について(回答) 4. 「濃縮温泉水」に関する温泉法の疑義について(事務連絡) 5. 「濃縮温泉水」について(回答) 6. 「濃縮温泉水」について(回答) 7. 温泉表示に関する実態調査報告書(報道発表資料) 8. 「濃縮温泉水」について(回答) 9. 「濃縮温泉水」について(回答) 10. 景品表示法に基づく対応について(回答) 11. ～15. 新聞記事

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5009	50090001		佐藤栄司	1	法務図書館で閲覧許可を受ける際の事務手続きの明確化	法務省法務図書館では館長の許可をうければ誰でも図書の閲覧ができるとされているが、許可申請の手続きがわかりにくい。閲覧の許可・不許可が文書で交付されない。不許可の場合、不服申し立てができるのか不明である。よって、閲覧許可申請について、事務手続き・審査基準を行政手続法に準じた形で明確化していただきたい。		裁判員制度が制定され、一般国民も専用入館証が発行される弁護士・大学教授と同様に法令関係の図書・資料を自由に閲覧・利用することが必要と思われる。	行政手続法第1条	法務省	
5009	50090002		佐藤栄司	2	行政困りごと相談の処理状況等の連絡と文書による通知	行政評価事務所に「お手紙でどうぞ行政困りごと相談」により相談案件を送付した場合、担当者が誰で、どのように処理されているのか、あるいは、相談の対象にならない事項なのかについての連絡と、措置結果については文書で通知する等制度を明確にしてほしい。		行政評価事務所に「お手紙でどうぞ行政困りごと相談」により相談案件を文書で送付しても、いつまでも全く何も連絡が来ない場合があり、文書を単に提出しただけで相談に至らない場合がある。	根拠法令については不明	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5010	50100001		宮崎信幸	1	法律相談の表示又は記載の自由化	誰でもが、有料・無料に拘らず、法律相談をすることができるようにする。	弁護士や弁護士法人でなくても、有料の法律相談を行うことができるようにすることにより、現在無料で法律相談を主催しているボランティアその他の任意団体の経済的基盤が安定し、その結果としてより多くの相談の機会を国民に提供できる。	利益を得る目的でないことを無料と、利益を得る目的であることを有料とそれぞれ表現するならば、現在のところ、無料法律相談については特段の規制はない。しかし、弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他の法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならないと規定されている。そもそも有料又は無料であることで区別することに意味はない。有料・無料に拘らず、より多くの法律相談の機会を国民に提供し、有益か無益かは国民が判断し利用できるようにすることが国民の利益につながる。	弁護士法第74条第2項	法務省	
5010	50100002		宮崎信幸	2	税務相談の自由化	誰でもが、有料・無料に拘らず、税務相談をすることができるようにする。	税理士や税理士法人でなくても、税務相談を行うことができるようにすることにより、より多くの相談の機会を国民に提供できる。	現在のところ、税理士業務の一つである税務相談は、有料・無料に拘らず、税理士又は税理士法人でなければ行ってはならないと規定されている。この規制は、国民にとっては何ら利益とならない。有料・無料に拘らず、より多くの税務相談の機会を国民に提供し、有益か無益かは国民が判断し利用できるようにすることが国民の利益につながる。	税理士法第2条第1項第3号、同法第52条	財務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5011	50110001		横浜市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	<p>社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されています。</p> <p>現在横浜市が実施している重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度(以下「医療費助成制度」という。)の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望します。</p>	<p>医療費助成制度の審査支払業務を、社会保険診療報酬支払基金に委託することにより、医療費助成制度における下記の問題点を解消する。</p> <p>① 医療機関は、社会保険分のレセプト作成以外に医療費助成分の請求書作成が必要であり、事務処理が負担となっている。</p> <p>② レセプトの査定減点や資格過誤があっても、医療費助成分がレセプトと連動できず、公費の過払いが発生している。</p> <p>③ 高額療養費については、実施主体が一旦全額を医療費助成した後、保険者や医療費助成対象者本人や被保険者と連絡調整し高額療養費の精算をしており、事務処理が煩雑化している。</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知</p>	厚生労働省	<p>① 告示に伴う厚生省保険局長通知</p> <p>② 13大都市心身障害者医療費助成主管課長会による要請文</p>	
5012	50120001		高浜市	1	私人の公金収納事務の委託範囲の拡大	<p>地方自治法施行令第158条により、歳入の徴収又は、収納委託が認められているが、その項目が同条に列挙されたものに限定されている。現在では、指定管理者制度等、公共における民間活力の活用が増大しており、施行令に列挙された項目に準ずるものに対して公金の徴収又は収納委託を可能とする要請が高まっている。また、第159回国会に提出された児童福祉法の一部改正において提案されている保育料収納事務の私人への委託同様に、幼稚園授業料収納事務も私人への委託を認める必要性があり、また、認めたことの一事をもって、公金の取扱いの公正さが害されたり、責任の所在が不明確になる等の弊害が生じるとは思えない。そこで、講座受講料、幼稚園授業料、公園占用料、入場料、派遣料(訪問入浴車)、その他これに類する歳入の収納又は徴収について、私人への委託が可能となる措置を要望する。</p>	<p>アウトソーシング及び指定管理者制度を活用していくうえで、私人の取扱える徴収又は収納事務に限られているのが現状であり、その他これらに類する歳入の徴収及び収納について可能とすることによって公共における民間活力の導入が加速するとともに雇用の創出が図られることによる効果が期待され、市民サービスの向上に繋がる。</p>	<p>現状では、地方自治法施行令第158条の列挙事由に該当しない講座受講料、幼稚園授業料、公園占用料、入場料等は、市の出納職員が取扱わざるを得ず、アウトソーシングによる公共事務の削減・公共事業の円滑化が不十分な状態となっている。アウトソーシングを積極的に推進している本市において、市の事務事業の見直しを図るうえで障害となり、事務の軽減及び効率化に限界がある。また、アウトソーシング等により委託される業者にとっても、制限によって公金の取扱いができず、市の職員に任されるのであれば、結局委託された事務事業を遂行につき市の職員の配置を考えなければならず、必ずしも円滑な遂行が可能な状況とはなっていない。また、徴収又は収納委託を私人に委託したとしても、市が行う事業であることは他からも十分に見ることができるとして、そのこと一事をもって責任の所在等が不明確になるとはいえない。さらに、地方自治法施行令第158条列挙事由以外の公金について、私人に徴収又は収納を委託したとしても、委託先の選択さえ適切であれば、また委託先の監督が十分にできれば、公金の取扱いに不正・不公正が生じることもない。いずれにしても、アウトソーシングが全国的に展開されている今、私人への信用も高まっており、地方自治法施行令第158条列挙事由以外のものについて、列挙事由と同様に私人への徴収又は収納委託する要請は強い一方で、列挙事由とそれ以外のものについて特に区別をして、徴収又は収納の委託を禁ずべき弊害は生じていないといえる。したがって、講座受講料等の収納又は徴収に関して、私人への委託が可能となる措置を要望する。</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条(私人の公金取扱いの制限)</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第158条(歳入の徴収又は収納の委託)</p>	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5012	50120002		高浜市	2	警戒宣言発令時の警戒本部の置換えについて	大規模地震対策特別措置法に基づき、第3条に基づき地震防災対策強化地域に指定された市町村は、同第16条により警戒宣言が発令されたときは、「市町村地震災害警戒本部」を設置するものとされています。また、災害対策基本法第23条に基づき災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において市町村地域防災計画の定めにより、「災害対策本部」を設置することができるとされています。警戒宣言が発令されたら警戒本部を設置し、地震がおきたら災害対策本部が設置され警戒本部は廃止されます。災害対策本部と地震防災警戒本部の名前が代わるだけを行う事務や構成メンバーについてはほとんど同じです。そこで、警戒宣言を発令された時点で「市町村地震災害警戒本部」の代わりに、「災害対策本部」を設置することにより「市町村地震災害警戒本部」を設置したとすることができる措置を要望します。	いつ発表されるか分からない警戒宣言に対する「市町村地震災害警戒本部」を突然設置するには普段の訓練等がかなり必要となりますが、台風、大雨等の災害時に設置する「災害対策本部」を警戒宣言時に設置すれば迅速に対応でき市民の被害を最小限に抑えることができます。今まで計画上だけで防災の体制をとっていたのがより実践的に対応できるようになり、地震災害に迅速に対応できるようになる。	災害対策基本法第42条に定める市町村地域防災計画に定めるところにより「災害対策本部」と大規模地震対策特別措置法第16条に定める「地震防災警戒本部」とが同じようなメンバーで構成しており、警戒宣言が発令されたら「地震災害警戒本部」を設置し、地震がおきたら「災害対策本部」が設置され「地震災害警戒本部」は廃止されます。災害対策本部と地震防災警戒本部の名前が代わるだけを行う事務や構成メンバーについてはほとんど同じです。台風等災害が起こる恐れのあるときは、注意報、警報等の発令により「災害対策本部」を設置して台風が来る前から処理が終わるまで設置しています。市町村の立場では同じ市町村地域防災計画のなかで「災害対策本部」の設置を定め、またその中で地震強化計画を定め同じように「地震災害警戒本部」の設置を定めています。二つの法律で定めることになっている本部が市民に分かりにくく運営難しい状況になっています。台風の警報が出ているときに警戒宣言が出されると、両方も設置しなければならぬが当市では運営不可能です。そのため、警戒宣言を発令された時点で「市町村地震災害警戒本部」の代わりに、「災害対策本部」を設置することにより「市町村地震災害警戒本部」を設置したこととすることができることとし、大規模地震対策特別措置法の「地震災害警戒本部」を災害対策基本法第23条第1項に規定する「災害対策本部」に読み替えることができる措置を要望します。	大規模地震対策特別措置法 第16条(警戒本部に関する災害対策基本法の準用) 第18条(市町村警戒本部の組織及び所掌事務等)	総務省	
5012	50120003		高浜市	3	地震防災応急計画に代わる地震防災規程の提出先一元化について	大規模地震対策特別措置法で地震防災対策強化地域に、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域内の法で定める施設又は事業所はそれぞれの法律により「地震防災応急計画」「対策計画」の作成義務があります。これらの計画は、みなし規定により消防法に定める消防計画又は予防規定の中にそれぞれ「地震防災規程」「東南海・南海地震防災規程」を定めることにより作成したものとみなされます。この場合上記規程部分を修正したときは修正した規定の部分の写しを都道府県知事に届け出て、市町村長に写しを送付し、消防長又は消防署長へ消防計画の全体を提出する必要があり、その他部分の消防計画の修正をした場合は消防長または消防署長へ提出します。そこで、消防計画本来の提出先の消防長又は消防署長へ提出することによりそれぞれの計画を提出したもとする措置を提案します。	現在のように複数の提出先があると、計画の策定、変更に困難を極め策定率がなかなか上がらない状態ですが、提出先を1箇所にすることにより計画作成に効果があり、提出率が上がり地震に対する防災意識の向上につながる。	大規模地震対策特別措置法第3条で地震防災対策強化地域(以下「強化地域」)に、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条で東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」)に指定された地域内の法で定める施設又は事業所はそれぞれの法律により「地震防災応急計画」「対策計画」の作成義務があります。これらの計画は、みなし規定により消防法第8条に定める消防計画又は第14条の2に定める予防規定の中にそれぞれ強化地域は「地震防災規程」、推進地域は「東南海・南海地震防災規程」を定めることにより作成したものとみなされます。予防規程の場合は、市町村長等の認可を受ける必要があります。変更をした場合も同様で市町村長の認可が必要で、危険物の製造所等の規程なので消防本部等に提出しています。消防計画の場合上記規程部分を修正したときは修正した規定の部分の写しを都道府県知事に届け出て、市町村長に写しを送付し、消防長又は消防署長へ消防計画の全体を提出する必要があり、その他部分の消防計画の修正をした場合は消防長または消防署長へ提出します。修正する部分が違うことにより提出先や提出部数が変わり混乱を招いています。そこで、消防計画、予防規程本来の提出先をみの消防長又は消防署長、また市町村長へ提出することによりそれぞれの計画を提出したもとする措置を提案します。	大規模地震対策特別措置法 第8条第2項(地震応急計画の特例) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第8条第2項(対策計画の特例)	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5013	50130001		株式会社アジアス	1	新規医療用具の承認申請の際、人体への悪影響があまり考えられないものであれば、申請を簡略化して欲しい。	新規医療用具の承認申請の際、相当な時間と経費が掛かる。人体への悪影響があまり考えられないものであれば、申請を簡略化して欲しい。また、厚労省指定病院でなくとも臨床データ取りを認めて欲しい。(外国のデータの有効性をもっと参照して欲しい。特に厚労省が政策を検討するときに参考にあげている国のデータ等。)	段階的波動発生装置(特許公開済)を現在は低周波治療器として申請・承認しているが、新規医療用具として再度申請し、別の効能・効果をうたいたい。また、大手医療メーカーだけでなく、中小企業、ベンチャー会社にも新規医療用具の申請の関口が広がり、開発コストもダウンする。	申請が大変。入り組んでいる。新規で参入するにはノウハウが必要。ノウハウを知るための公的機関の相談も数十～数百万円とる。(PMDAでの医療用具治験・申請前相談で1相談あたり160万円強必要)以前申請しようとした際、30例を2カ所計60例の症例を取り、計数億円が必要と言われた。これでは新規参入の中小企業がせっかく良い発明をしても生かせない。	薬事法第80の3、厚生労働省令第28号第4条、第35条、第42条	厚生労働省	
5013	50130002		株式会社アジアス	2	医療用具における広告・広報及び情報開示等の規制緩和。	「世界初・特許公開」「世界17ヶ国特許認可」等特許を取得あるいは公開した旨の表現を広告に使用してはいけない。とあるが、なぜダメなのか具体的に示して欲しい。特許取得とその内容が事実であれば、うたっても良いことにして欲しい。		「特許」に関する表現は、消費者に特別良い製品であるかの誤認を与えるおそれがあることから、広告基準において使用しないよう、遵守すべき事項としている。が、特許というものがどういうものであるか、消費者はわかってきている。特許という権利を持っているのにそれを製品に表示できないのは厳しい。これも大メーカーによるイメージ広告によって、聞いたことのあるメーカーのものであれば大丈夫であるとのイメージを消費者に与え、中小企業の製品が淘汰されてしまう。	薬事法第66条の2、医薬品等適正広告基準(昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知 別紙部分を抜粋)、第3(基準)10 医薬関係者等の推薦	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5014	50140001		民間企業	1	前払式証券の発行に係る保全契約の種類の拡大(保険会社による債務保証を対象とする。)	前払式証券の規制に関する法律によって、自家型発行者が前払式証券を発行する際には、発行保証金の供託又は発行保証金の供託に代わる保全契約の締結が求められている。この保全契約として、銀行等による債務保証、損害保険会社等による保証保険が認められているが、保険会社による債務保証も有効な保全契約としていただきたい。		保険会社の債務保証履行の能力は銀行等に劣るものではなく、保険会社による債務保証も有効な保全契約と認めていただくことによって、前払式証券の発行者において保全契約の取引先が拡大され、取引先確保のリスク低減につながるものと考えられる。	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条	金融庁	
5015	50150001		オリックス・レンタカー株式会社	1	レンタカーの乗逃げ車両のリサイクル費用(預託金)の費用化	預託金については、最終所有者が使用済み車両を引き取り業者へ渡したときに費用化ができるがあるが、乗逃げ車両については規程がない。乗逃げの場合は、「乗り逃げ証明」などの方法で抹消し、預託金の費用化を認めてほしい。		乗逃げ車両は、発見されない限り費用化ができないため、永久に預託金が消えない。企業の経理処理として現実とかけ離れた処理であり、不自然である。	自動車リサイクル法	環境省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5015	50150002		オリックス・レンタカー株式会社	2	レンタカーの稼働率にあった保管場所の確保の容認	<p>自家用自動車貸渡許可申請書の事項には、車庫の収容能力の記載が義務付けられており、また、自動車の所有者は道路上以外の場所での保管場所を確保することとされている。しかし、レンタカーは業務用車両に近い性質であり、ユーザーにレンタルしている期間は保管場所が空くため、保管場所の収容能力については稼働率にあった台数で認めてほしい。</p>		<p>事業者からみれば、保管場所確保費用の軽減につながる。また、都市部において、駐車場スペースが社会問題化している中、レンタカー事業者による広範な駐車スペースの確保は、一般企業、個人に駐車場確保をこなんにさせ、土地の有効利用の妨げになっている。</p>	<p>道路運送法施行規則第52条4項および自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条</p>	警察庁	
5015	50150003		オリックス・レンタカー株式会社	3	車両管理可能な事務所(メンテナンス拠点等)を使用の本拠地とする。	<p>自動車の所有者は道路上の場所以外での保管場所を確保しなければならないとされ、且つ、その保管場所は使用の本拠地から2kmを越えない範囲と定められている。これを、レンタカー会社が保管場所を確保する場合には、現在認められている営業所だけでなく、車両管理ができるメンテナンス拠点等を使用の本拠地に準ずるものとして認めてほしい。</p>		<p>保管場所の確保に関する法律は、路上駐車を抑制し、交通の円滑化を図ることが目的と思われる。レンタカーの場合、使用の本拠たる営業所は利用者に対し貸し渡しを行う場所であり、車両の管理ができるのであれば、メンテナンス拠点等でも代替できると思われる。また、レンタカーの営業所は駅前などの一等地に多く、事業者が駐車スペースを確保することにより、周囲の駐車場需給状況を悪化させることから、マイナス面が多いと思われる。</p>	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条および同施行令第1条</p>	警察庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	50160001		社団法人全国地方銀行協会	1	銀行及びグループ会社で販売できる保険商品のさらなる拡大	すべての金融商品について、銀行及び銀行子会社における販売を解禁する。		顧客に対し銀行商品(貯蓄型商品)と保険商品(保障型商品)とをバランスよく組み合わせて提供することが可能となり、顧客のライフプランニングに応じた総合的な資産形成アドバイスの実施、本格的なバンカシユランスの実現への道が開ける。「保険の基本問題に関するWG」の報告書では、「銀行等による保険販売規制の見直しについては、本報告後、例えば1年後から段階的に行うこととし、(中略)遅くとも本報告後3年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当」とされたが、できる限り早期に全面解禁されるべきである。また、弊害防止措置について、一例として、「新たに認められる商品については、従来の抱合せ販売の禁止に加えて、『圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止』することが適当である」とされたが、過度の規制は銀行の事務負担の増大のみならず、顧客利便を損なうことにも繋がるため、販売を禁止する融資先企業の範囲については最小限に止めるなど、慎重に検討を行うべきである。	保険業法 第275条、同施行規則 第211条、第211条の2、第211条の3	金融庁	本年3月に総合規制改革会議が公表した「規制改革・民間開放推進3か年計画」(以下、「3か年計画」)では、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」としている。なお、3月31日、金融審議会 金融分科会 第二部会において「保険の基本問題に関するWG」が取りまとめた報告書が了承され、現在、行政当局において具体的な検討が行われている。
5016	50160002		社団法人全国地方銀行協会	2	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁	銀行の子会社等の業務範囲に保険代理店業務を追加する。		既に銀行による保険会社の子会社化、銀行本体による保険窓販は認められているが、代理店子会社方式だけが認められていない。保険業に係る各行のビジネスモデルによっては、組織を分離して専門特化を図った方が効率的な営業が行える場合もあると考えられ、その際、保険子会社の保有が困難な地域金融機関にとっては、代理店子会社方式によることが現実的かつ有効と考えられることから、本方式を認めるべきである。	銀行法 第16条の2第1項第4号、第9号、同施行規則 第17条の3第2項3号の4	金融庁	本年3月に総合規制改革会議が公表した「規制改革・民間開放推進3か年計画」(以下、「3か年計画」)では、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」としている。なお、3月31日、金融審議会 金融分科会 第二部会において「保険の基本問題に関するWG」が取りまとめた報告書が了承され、現在、行政当局において具体的な検討が行われている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	50160003		社団法人全国地方銀行協会	3	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。		現状、生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」を有する法人の役員員に対しては、当該役員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできない。また、本規制により、銀行等が顧客に対して生命保険の募集を行う際には、商品内容やリスク等の説明を行う前に、まず顧客の勤務先を確認しなければならない。個人情報取扱いに関する関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことは、顧客の側に無用な混乱と不信感を惹起する結果となりかねない。規制を廃止により、顧客利便の向上、銀行等の収益機会の拡大、事務負担(特定関係法人の確認に係る事務)の軽減等を図ることができると考えられる。本件については、平成13年より検討事項として取りあげられているが、未だ結論を得るに至っていないため、早急に検討を進めるべきである。	保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	金融庁	「3か年計画」では、「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」としている。
5016	50160004		社団法人全国地方銀行協会	4	普通銀行本体及び信託代理店における信託併営業の取扱い解禁	普通銀行本体及び信託代理店における遺言信託、不動産業務等の信託併営業の取扱いを解禁する。	a. 遺言信託:生前の資産管理から死亡後の財産処分までの一連の管理処分機能が、地域に根ざした地域金融機関に求められており、シルバー世帯へのよりきめ細かいサービスの提供が実現できる。b. 不動産業務:不動産業務は、リバースモーゲージや遺産整理業務等、不動産処分による換価を実施することで、個人の資産に占める割合の高い不動産から納税資金・借入返済金等の資金捻出を可能とする。また、法人取引においても、資産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能となる。	併営業については、地域金融機関に必要な機能として左欄業務の解禁が望まれる。普通銀行本体での信託業務の取扱いが認められることとなったにもかかわらず、併営業については引き続き専門信託銀行のみに認めることとする理由は特になく考えられ、また、大都市圏を除く地方では、専門信託銀行の店舗数が非常に少なく、信託サービスの提供に地域間格差が生じていることから、顧客が地方銀行に寄せる期待も大きい。少なくとも、「信託に関するWG」の中間報告書において触れられた、遺言関連業務を取り扱える者の範囲の拡大、および当該業務に係る取次業務の容認については早急に措置すべきである。	金融庁事務ガイドライン(第一分冊 預金取扱い金融機関関係)2-1-1、信託業法 第5条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第1条、同施行令 第2条の2、同施行規則 第2条の2	金融庁	「信託に関するWG」の中間報告(H15.7.28)では、「専門信託銀行等に対してのみ認められている遺言関連業務について、国民の金融ニーズに応えるとの観点から、当該業務を取り扱える者の範囲を拡大するとともに、当該業務に係る取次業務を認めるかどうかの意見があった。この点については、信託業に係るサービスの提供チャネルを拡大し利用者のアクセスの向上に資することから、本業との親近性等にも十分留意し、検討が進められるべきである。」としている。本年1月に総合規制改革会議が公表した『「全国規模での規制改革要望書」に対する各省庁からの再回答について』(以下、「各省庁からの再回答」)では、「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討を行う」としている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	50160005		社団法人全国地方銀行協会	5	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	顧客の有価証券投資に係る助言業務を銀行本体にも認める(投資顧問業法の適用除外の取扱いとする)。		銀行本体における投資信託や年金商品の窓販解禁等により、銀行窓口で取り扱うことのできる投資型商品が拡大している中、顧客に投資判断の材料を提供する投資助言業務は普通銀行には認められていない。顧客ニーズに幅広く応えていく観点から、信託兼営金融機関以外の普通銀行にも広くこれを認めるべきである。	銀行法 第10条第2項、第11条、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 第4条	金融庁	昨年12月に総合規制改革会議が公表した「『全国規模での規制改革要望』」に対する各省庁からの回答では、「銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されている。」また、「平成15年12月24日の金融審議会において銀行への証券仲介業の解禁が認められたところであり、これらの措置の定着状況を見極めながら検討を行う。」としている。なお、信託兼営金融機関については、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則」の改正により、4月1日付で投資助言業務および投資一任業務が解禁された。
5016	50160006		社団法人全国地方銀行協会	6	確定拠出年金制度の改善(拠出限度額の引上げ、マッチング拠出の解禁、加入対象者の拡大)	確定拠出年金制度について、a.拠出限度額の引上げ、b.マッチング拠出の解禁、c.加入対象者の拡大、の措置を講じる。		a に関しては、少子高齢化が急速に進む中、加入者の自助努力を促すためにも、限度額の引上げが必要である。「平成16年度税制改正の要綱」において、限度額の引上げについて措置の方向が示されたが、今回の引上げ額は小幅であり、企業年金を実施していない企業の従業員が個人型年金に加入する場合の拠出限度額が企業型年金における拠出限度額に比して過少であるという問題は依然解決されていないため、更なる引上げを検討すべきである。bについては、企業年金(厚生年金基金・適格退職年金)では企業のみならず従業員にも掛金拠出が認められているにもかかわらず、確定拠出年金制度においては企業型年金加入者による追加拠出(マッチング拠出)が行えないことは不合理である。cについては、制度の加入対象者に、第三号被保険者(専業主婦等)及び公務員を加えるべきである。例えば、拠出期間が短い加入者が退職し専業主婦等になった場合、将来において少額の給付しか得られないことが想定される。本件については、「3か年計画」では取りあげられていないが、改めて検討を行うべきである。	確定拠出年金法 第9条、第19条、第20条、第62条、第68条、第69条、同施行令 第11条、第36条	厚生労働省	「各省庁からの再回答」では、「a.拠出限度額の引上げ」については、「12月17日の税制大綱により認められ、現在与党と調整中」とし、「b.マッチング拠出の解禁」については、「企業型における本人拠出については、個人が任意で拠出することとなることから、貯蓄との相違の整理ができるのか等の基本的な問題があるため、見直しが困難であり、措置できない。」とし、「c.加入対象者の拡大」については、「第3号被保険者については、公的年金における整理等を見て検討する必要があること、公務員については、公務員の退職給付制度の取扱いの中で検討されるべき問題であり、現時点での見直しは困難であるため、措置できない。」としている。なお、「a.拠出限度額の引上げ」については、本年1月、「平成16年度税制改正の要綱」が閣議決定され、個人型年金および企業型年金における拠出限度額が引き上げられる見込みである(個人型年金:18万円→21.6万円、企業型年金(他の企業年金がある場合):21.6万円→27.6万円、企業型年金(他の企業年金がない場合):43.2万円→55.2万円)。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	50160007		社団法人全国地方銀行協会	7	確定拠出年金制度の改善(運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールの廃止)	確定拠出年金制度について運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールを廃止する。		<p>自行が運営管理機関である場合、提示商品の内容に関する加入者からの照会に対応できず、加入者に不信感を抱かせることに繋がりがかねない。本規制が撤廃されれば、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで、一担当者が一貫して取り扱うことが可能となり、顧客利便の向上にも資する。加えて、大手金融機関に比して人的余力に乏しい地域金融機関においては、より柔軟な組織運営・業務展開が可能となり、確定拠出年金制度のさらなる普及に寄与できると考えられる。本件については、「3か年計画」では取りあげられていないが、改めて検討を行うべきである。</p>	<p>確定拠出年金法 第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令 第10条第1号</p>	厚生労働省	<p>「各省庁からの再回答」では、「加入者の利益を考慮して、利益相反行為が行われないように、兼業禁止を原則としているところであり、変更することはできない。なお、営業職員が顧客の求めに応じ一般的な説明を行うこと等は認めている」としている。</p>
5016	50160008		社団法人全国地方銀行協会	8	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a.中小企業(資本金3億円以下等)、b.地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。		<p>平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、①資本の額が3億円を超える株式会社、②証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、③特定債権等譲受業者、④特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図るという観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。本件については、平成15年より検討事項として取りあげられているが、未だ結論を得るに至っていないため、早急に結論を得るべきである。</p>	<p>特定融資枠契約に関する法律 第2条</p>	<p>法務省、金融庁、経済産業省、中小企業庁、総務省</p>	<p>「3か年計画」で金融庁は、「経済的弱者の保護という利息制限法(昭和29年法律第100号)及び出資法(「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、昭和29年法律第195号)の趣旨を踏まえつつ、コミットメントライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。」としている。</p>

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	50160009		社団法人全国地方銀行協会	9	店舗の営業時間規制(午前9時～午後3時)の緩和	店舗の営業時間規制(午前9時から午後3時まで)を緩和する。	小規模・少人数の店舗においては、昼の休憩時間帯に営業面、防犯面で支障が生じるが、昼食休憩時間帯に窓口を閉鎖できれば、交代要員の確保が不要となり、最小限の人員による窓口営業が可能となる。これにより、従来は人員確保が難しく無人化せざるを得なかった店舗も、有人店舗として存続させることが可能となり、無人化する場合と比べ顧客利便の維持・向上に資することができる(なお、窓口閉鎖中はATMコーナーは必ず開けておくなど、資金決済に係る顧客利便の維持には十分配慮するものとする)。	現行規制によれば、平日の午前9時から午後3時までは原則として必ず銀行窓口を開けておかなければならない。しかし、銀行の各店舗における時間帯毎の来店客数は、各店舗の立地条件や顧客層の違い等により多様なものとなっている中、顧客利便の維持・向上及び銀行経営の効率化の両面からより柔軟な店舗運営の形態が求められてきており、営業時間についても各店の自己責任に基づき機動的な設定を可能とすべきである。	銀行法 第15条、同施行規則 第16条、第35条第1項第7号	金融庁	「3か年計画」では、「為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。」としている。
5016	50160010		社団法人全国地方銀行協会	10	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	収入依存度規制を緩和し、複数の銀行による従属業務会社の設立を可能とする。	銀行のグループ会社が営む従属業務については収入依存度規制(銀行及びその子会社等より50%以上)が課されているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難となっている。平成14年4月より、従属業務会社に係る出資比率規制(銀行の100%子会社に限る)が廃止され、銀行と一般事業会社による従属業務会社の共同設立は可能となったにもかかわらず、複数の銀行による共同設立ができないことは合理性を欠くため、独占禁止法第11条ガイドライン(収入依存度規制について「原則として50%以上」と規定)と平仄を合わせ、柔軟な運用が可能となるよう措置すべきである。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に検討を行うべきである。	銀行法第16条の2第1項8号、銀行法施行規則第17条の2第6項、平成14年金融庁告示第34号(平成14年3月29日)	金融庁	「3か年計画」では、「共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。」としている。	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	50160011		社団法人全国地方銀行協会	11	代理店に係る規制の緩和	代理店について、a.業務範囲の拡大、b.100%出資規制の緩和(法人代理店)の措置を講じる。		aに関しては、銀行の代理店において営むことのできる代理業務は限定されており、例えば投資信託や保険商品の販売は行えない等の制約がある。地域の顧客ニーズに従来以上にきめ細かく対応していくうえで、代理店は有効な有人拠点になり得ると考えられ、その積極的な活用を促す観点からも代理店の業務範囲を銀行法第10条、11条、12条に定める業務全般に拡大すべきである。bに関しては、法人代理店の機動的な設置及び組織的な管理を可能とするため、現行の出資比率規制(100%出資規制)を緩和すべきである。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に措置すべきである。	銀行法施行規則 第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号 第2条(平成11年4月1日)、平成14年金融庁告示第33号(平成14年3月29日)	金融庁	「3か年計画」では、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」としている。
5016	50160012		社団法人全国地方銀行協会	12	子会社における労働者派遣事業に係る規制の緩和	労働者派遣事業に関して、a.専門的な知識・技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって政令で定める業務(いわゆる26業務)に係る規定等の見直し、b.事前面接の禁止規制の緩和、の措置を講じる。		aに関しては、労働者派遣法施行令第4条第25号において、「金融商品の営業関係の業務」に係る金融商品の範囲を「金融商品の販売等に関する法律第2条第1項に規定する金融商品」に限定しているが、これらの金融商品以外にも専門的な知識を必要とする商品は多く存在するため(ローン関連商品等)、ここでの金融商品の定義を見直すべきである。また、労働者派遣事業に関する実務指針(労働者派遣事業関係業務取扱要領)においては、金融商品の営業関係の業務を行う派遣労働者に求められる専門知識のレベルとして、証券一種外務員資格等の必要以上に高度な資格を例示している(証券二種外務員資格等を含めない理由が明らかでない)。この点について、厚生労働省は、「例示した資格を有しなくても、これに相当すると認められる者については、例示された資格を有する者に含めて考えてよい」としているが、例えば、証券二種外務員資格を一種に相当するとみなすことはやはり困難であり、これらの資格の例示は見直すべきである。加えて、債務者等に対する企業再生関連業務についても26業務に含めるべきである。本件については、「3か年計画」では取りあげられていないが、改めて検討を行うべきである。bに関しては、派遣に先だって派遣労働者と面接することが禁止されているため、当該労働者の能力や適性を事前に見極めることができないという弊害が生じている。本件については、「3か年計画」において、平成17年度検討とされたが、前倒しで検討を行うべきである。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 第40条の2、同施行令 第4条第25号、労働者派遣事業に関する実務指針(労働者派遣事業関係業務取扱要領)第9-4-1(25)、派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)第2-3	厚生労働省	「各省庁からの再回答」では、「a.26業務に係る規定等の見直し」について、「いわゆる26業務として、派遣受入期間の制限の対象外とするためには、「専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」としてふさわしい専門性が求められるところであり、例示されている資格については、適切なものとして考えている。ただし、例示した資格を有しなくても、これに相当すると認められる者については、例示された資格を有する者に含めて考えることは、労働者派遣法施行令において既に明示している通りであり、この考え方に変更はないため、労働者派遣事業関係業務取扱要領を見直す必要はない」としている。「b.事前面接の禁止規制の緩和」については、「3か年計画」のなかで、「紹介予定派遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件整備等について、紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ、その検討を速やかに開始する。」としている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	50160013		社団法人全国地方銀行協会	13	銀行の子会社等における法人向け債権の保証業務の解禁	銀行の子会社の業務として、事業者に対する事業の用に供する資金に関する債務の保証業務を解禁する。		新たな中小企業金融への取組みの強化が求められている中、保証会社の活用は不可欠であると考えられるが、外部の保証会社を活用するだけでは内容が画一的になりかねず、地域性に応じた柔軟な商品設計ができない。銀行の子会社等に保証業務が解禁されれば、地域の中小・零細企業に対し柔軟性のある保証サービスを提供できる。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に検討を行うべきである。	銀行法第10条第2項第1号・銀行法施行規則第17条の3第2項第3号、平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-1	金融庁	「3か年計画」では、「銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から、検討を行う。」としている。
5016	50160014		社団法人全国地方銀行協会	14	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	自己競落会社について競落対象物件を拡大する。		競落により親銀行に配当がある物件に競落対象が限定されているが、不良債権処理はグループ全体で取り組むべき喫緊の課題であり、子会社等に配当がある物件にまで対象範囲を拡大すべきである。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に検討を行うべきである。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-7-2	金融庁	「3か年計画」では、「銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえつつ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」としている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5016	50160015		社団法人全国地方銀行協会	15	電磁的方法による決算公告の解禁	銀行にも電磁的方法による決算公告(ホームページへの掲載)を解禁する。		平成13年10月の商法改正により、決算公告については、従来の日刊紙への掲載による方法のほか電磁的方法も認められたが(商法第283条第5項)、銀行については、銀行法第57条の規定により日刊紙への掲載による方法しか認められていない。多くの一般事業法人が電磁的方法による決算公告を行い、経費節減等の効率化を進めている中、電磁的方法による決算公告が銀行にだけ認められないことは合理性を欠く。また、利用者側からしてみても、常にホームページ上で過去5年分の銀行の決算公告を閲覧できるようになるため、利便性が増すものと期待される。本件については、「3か年計画」では取りあげられていないが、改めて検討を行うべきである。	銀行法第20条、第57条	金融庁	「各省庁からの再回答」では、「銀行における電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。」としている。
5016	50160016		社団法人全国地方銀行協会	16	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。		変更時より2週間以内に届け出るとは時間的にタイトな場合もあるため、本期間制限を緩和(例えば、変更の都度届け出を行うのではなく、定期的に年1~2回の基準日時点における情報を届け出れば可とする等)すべきである。現状、役員の名氏及び住所等、頻繁に変更が生じ得る事項については、とりわけ登録事項を管理する事務負担が大きくなっている。本件については、「3か年計画」では取りあげられていないが、改めて検討を行うべきである。	確定拠出年金法 第89条、第92条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令 第2条、第3条	厚生労働省	「各省庁からの再回答」では、「確定拠出年金運営管理機関の登録内容については、加入者等が閲覧できることとしており、加入者の権利保護が図れないおそれがあることから、遅滞なく処理を行う必要がある。」としている。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5017	50170001		ブルデンシャル生命保険株式会社	1	骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について	生命保険の給付の対象となる事由については、保険業法第3条および保険業法施行規則第4条において規定されているが、骨髄移植のドナーが受ける骨髄採取手術については対象とされていない。 保険業法施行規則第4条に、「傷害に類する事由」として、「骨髄移植ドナーが受ける骨髄採取手術」を追加することにより、生命保険給付の対象に加えたい。	現行販売中の医療保険・医療特約の手術給付の対象手術に、骨髄移植ドナーが受ける骨髄採取手術を追加することにより、ドナーに対し、給付金を支払う。これにより、ドナーが被る経済的負担(骨髄移植のための入院に伴う収入減少)を軽減し、ドナー登録に対するネガティブな要因を取り除くことにより、ドナー登録者数増加に寄与し、ひいては骨髄移植を待つ多くの血液難病患者に貢献する。	白血病などの血液難病は、以前は有効な治療法がなく治りにくい病気であったが、現在では、多くの血液難病患者が骨髄移植により健康を取り戻している。ただし、骨髄移植を成功させるには、患者とドナーの白血球の型を一致させる必要があり、この適合率は非常に低く、骨髄移植を受けられない患者がすくなくないのが現状である。 これらの患者を救うには、ドナー候補者として一人でも多くの者を登録することが一番の近道であり、骨髄移植推進財団でも、「ドナー登録者数30万人」を目標に掲げ、様々な形でドナー登録を呼びかけている。 生命保険会社としてドナー登録者数増加を支援すべく、骨髄移植ドナーに対する給付を導入したい。	保険業法施行規則第4条	金融庁	
5018	50180001		生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	・ 保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		・ 保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。 ・ 生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ・ なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2※根拠法令については、信託業法改正案の内容によって変動する余地あり。	金融庁総務企画局信用課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5018	50180002		生命保険協会	2	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁	・前払式証券の発行に係る保全契約として、生命保険会社による債務保証を可能とする。		<ul style="list-style-type: none"> ・保全契約締結業務は、生命保険会社が既に行っている債務保証に類似するものと考えられ、そのノウハウを活用できる。これによって、保険会社の資産運用手段が拡大され資産運用利回りの向上に寄与する。 ・債務保証は、保険会社の付随業務として認められており、リスク管理上も、貸付けと同様の取扱いが求められており、本要望の実現によって、保険会社の健全性が害される恐れもない。 ・また、銀行・損害保険会社等においては当該保全契約締結業務が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。保険会社の債務保証履行の能力は銀行等に劣るものではなく、前払式証券の利用者の保護の観点からも特段の問題は生じない。 	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条	金融庁総務企画局信用課	
5018	50180003		生命保険協会	3	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	・保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		<ul style="list-style-type: none"> ・投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問事業を行うことにより、投資家(特に年金基金等を想定)に提供するサービスの充実が図られるため(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。 	保険業法第106条、第271条の22同施行規則第56条の2、第210条の7事務ガイドライン1-8-1(2)⑥	金融庁総務企画局信用課監督局保険課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5018	50180004		生命保険協会	4	従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認める。 		<ul style="list-style-type: none"> 従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃され、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定される。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。 なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失っている。 	金融庁告示第38号事務ガイドライン1-8-1(1)(3)①	金融庁総務企画局信用課	
5018	50180005		生命保険協会	5	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	<ul style="list-style-type: none"> 特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。 我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。 よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。 	保険業法(現在該当条項なし)	金融庁総務企画局信用課法務省民事局	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5018	50180006		生命保険協会	6	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。 ・ 各共済事業が「保険業」に該当するかどうかを金融庁が判断できるよう、金融庁に共済事業に対する調査権限(報告徴求、立入検査等)を付与する。 ・ 根拠法のある共済についても、根拠法によっては、消費者保護のための規制が不十分なものがある。保険業法、農業協同組合法、消費生活共同組合法が、一契約の内容的合理性・公平性の確保－事業の財務・業務内容の健全性の確保－募集活動の適正性の確保等において整合的な規制となっていないことを踏まえ、各監督官庁において消費者保護の観点から整合的な規制を整備する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、実質的に共済業者が「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。 ・ また、「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはないため、消費者保護のための規制は必要不可欠である。 ・ 公的な監督が及んでいないものについては、消費者保護のための規制が全くないという問題があり、公的な監督が及んでいるものについても、その内容が異なるため、根拠法によっては消費者保護のための規制が不十分という問題がある。 	保険業法、消費生活協同組合法、農業協同組合法等	金融庁総務企画局信用課監督局保険課、厚生労働省社会援護局地域福祉課農林水産省経営局協同組織課等	
5018	50180007		生命保険協会	7	保険会社本体による信託業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。 ・ なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。 	保険業法第99条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条	金融庁総務企画局信用課・市場課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5018	50180008		生命保険協会	8	保険会社本体による介護関連業務の解禁	・ 保険会社本体での介護業務(居宅介護支援、居宅サービス、介護に関する調査・分析・助言等)の実施を可能とする。		・ 介護保険法施行により、介護関連業務に対する社会的ニーズがますます高まっている中、民間介護保険の引受・募集を行っている生命保険会社が、既存の経営資源や全国的ネットワークを活用して、介護保険法に定める居宅介護支援事業を行うことで、公民あわせた居宅サービス計画の策定と給付金の支払いができるようになり、利用者の利便性が更に高まる。 ・ 具体的には、保険会社のお客様窓口における居宅介護支援サービス(介護に関するコンサルティング、ケアプランの作成、居宅サービス事業者等との連絡・調整等)の提供、および保険会社による居宅サービス事業(保険会社職員による訪問介護の提供、保険会社の営業拠点における福祉用具の貸与等)の実施。	保険業法第98条	金融庁総務企画局信用課	
5018	50180009		生命保険協会	9	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務の代理又は事務代行	・ 次の業務について、付随業務としての認可の要否を法令上明確化する。 (1) 他の金融機関の資産運用受託関連(記録・会計処理業務、資産の保管・異動、システム開発及び運用管理、各種報告書の作成、調査企画、全社的な資金管理業務) (2) 他の金融機関のバック・オフィス業務受託関連(他の金融機関の情報処理業務の受託) ・ その際、保険会社に求められるセキュリティ規範、情報隔離方法、ファイア・ウォール規制等を法令上又は監督・検査行政上具体的に明示する。		・ グループ内で経営資源及びアクセス・キャパシティを共有し、経営効率化を図ることについて、保険業法上の取扱いが明確化されていないため、保険会社経営の法的安定性・予測可能性を害している。 ・ 市場競争の激化・高度化に伴い、経営効率の向上を目的としたバック・オフィス業務(巨額の初期投資を要するコンピュータ・システムの利用等)の共同化は、グループを超えた他の保険会社・金融機関との共同化を視野に入れるべき状況となりつつある。 ・ 金融機関経営のコングロマリット化の動向は、保険業以外の業務を営むグループ企業の情報処理等のバック・オフィス業務を保険会社本体等において一元的に行う方向となることが予測される。	保険業法第98条第1項・第2項、第100条、第100条の3、同施行規則第51条	金融庁総務企画局信用課、監督局保険課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5018	50180010		生命保険協会	10	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	・ 保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販社契約(証券投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認める。		・ 保険会社とその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキヤパシティ活用の観点から極めて有効である。 ・ 生命保険各社においては、グループ内の投信会社を活用した資産運用の高度化・効率化が図られているが、本体での投信販社契約締結の代理もしくは媒介が実現することにより、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	保険業法第98条、同施行規則第51条	金融庁 総務企画局信用課 監管局保険課	
5018	50180011		生命保険協会	11	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	・ 保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		・ 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズに対してより能動的に対応する観点から、顧客の勧誘を行えることとすることが有効である。 ・ 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキヤパシティ活用の観点から極めて有効である。	保険業法第98条、同施行規則第51条	金融庁 総務企画局信用課・市場課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5018	50180012		生命保険協会	12	関連法人等に対する業務範囲規制の見直し	・関連法人等を業務範囲規制の対象範囲から除外する。		・関連法人等については、その意思決定機関を支配しているわけではなく、業務範囲規制の対象とすることは、当該会社の経営上および他の株主並び取引先等に対し、著しく不利益を与える場合がある。	事務ガイドライン1-8-1(1)	金融庁総務企画局信用課監督局保険課	
5018	50180013		生命保険協会	13	確定拠出年金制度における支給要件の緩和	・企業型では退職時にも受給できるように要件を緩和する。		・退職時の資金ニーズが根強く存在する中で、確定拠出年金制度を導入する際の最大のネックとなっている。	確定拠出年金法第28条、第33条	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5018	50180014		生命保険協会	14	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とする。 ・ 60歳から65歳の到達日からの支給だけでなく、規約で定める日(到達日以降1年未満)からの支給を可能とする。 ・ 50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とする。 ・ 加入20年以上でも規約に定める年齢未満の中途退職の場合は、老齢給付金を設定しない取扱を可能とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度設計の自由化により、幅広い企業の退職金制度からの移行を促すため。 ・ 制度設計の自由化により、適年制度からの移行を促進するため。 	確定給付企業年金法第36条	厚生労働省企業年金国民年金基金課	
5018	50180015		生命保険協会	15	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で抛出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物抛出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 ・ 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 ・ 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 ・ 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。 	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13 他	金融庁 総務企画局信用課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5018	50180016		生命保険協会	16	外国保険会社等の免許申請時等における「日本における代表者」の住所の記載・告示等の廃止	<p>・商法第479条(外国会社の代表者・登記および公告)に基づき登記をしている外国保険会社等については、内国保険会社と同様に、(1)免許申請時に会社登記簿の謄本を添付することによって、日本における代表者の住所については免許申請書の記載事項から除き、告示も不要とすること、(2)保険契約者保護機構に加入する際の申請書の記載事項から日本における代表者の住所を除くことを要望する。</p>	<p>・保険業法第189条に告示の規定が設けられた趣旨は、外国保険業者の中には会社形態を採らない事業者等もあり得ることから、このような事業者の場合は会社登記による公示はないので、官報による告示をもって保険契約者等に対して周知する必要があるためとされている(保険研究会編「コンメンタール保険業法」294頁)。</p> <p>・従って、商法第479条によって内国保険会社と同様に会社登記している外国保険会社等については、日本における代表者の住所を登記している(商法第479条第3項)、日本における代表者の住所を届け出させ、告示すべき合理的理由はない。</p> <p>・なお、外国保険会社の日本における代表者の権利義務の承継は、新たな代表者の氏名および住所について、支配人登記(商法第40条)もしくは外国会社の日本における代表者の登記(商法第479条第3項)または告示(保険業法第189条)のいずれかがなされたときとしており、登記か告示のどちらかで足りるとされている(保険業法第192条)。これは、代表者の氏名および住所について登記があれば告示は必要ないことを裏付けるものである。</p> <p>・外国保険会社等が保険契約者保護機構に加入する時の申請書に日本における代表者の住所の記載を求められているのも上記と同様の趣旨と思われるため、これについても商法第479条によって会社登記している外国保険会社等については、日本における代表者の住所を記載させるべき合理的理由はない。</p>	<p>保険業法第187条第1項第2号、第189条、第209条第2号保険契約者の保護のための特別の措置等に関する命令第2条の2第1項第3号</p>	<p>金融庁総務企画局信用課監督局保険課</p>		
5019	50190001		(社)日本建設機械工業会	1	建設機械を許可寸法内におさめるために、分けられた構成要素の一括輸送可能化	<p>特殊車両通行許可を取得したセミトレーラによる建設機械の輸送において、本来一体で使用する建設機械を、許可された寸法(高さ・巾・長さ)の範囲内におさめるために分けられた、複数(少数)の構成要素を、一括輸送することを認めていただきたい。</p>	<p>(1) 建設機械の複数の構成要素を同一車両で輸送し輸送効率を向上したい。</p> <p>(2) 「単なる物品を複数個積載する場合」と「本来一体として用いる製品を、許可範囲内に抑えることを目的に、分け、その結果、複数となるものを積載する場合」とは区別し、後者につき配慮いただきたい。</p> <p>(3) 省エネルギー、環境負荷軽減、交通量緩和に有効である。</p>	<p>①保安基準第五十五条、 ②自動車交通局長命通達「基準緩和と自動車の認定要領」第3(1) ③道路法第四十七条の二、 ④車両制限令第十二条、 ⑤昭和53年12月1日付、建設省道交発「車両の通行の制限について」第96号第二(四)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>一括輸送の対象とする構成要素(例…本体、作業機類、運転室、マフラー、履帯・タイヤ、トラックフレーム等)の範囲の設定や、構成要素の数を少数に制限することも考えたい。</p>	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5019	50190002		(社)日本建設機械工業会	2	反復継続して輸送する場合の、制限外積載許可の許可期間の延長	制限外積載許可において、反復継続して同じ経路を輸送する場合、許可期間が、原則3ヶ月となっているが、それを、原則1年間となるように延長いただきたい。	-	(1) 申請届け出は、出発地警察署に行うが、運送事業者の所在地が、出発地近辺でないことも多く、申請回数を少なくすることによって、警察署までの申請・受領の往復に要する時間の節減等、業務の効率化を図りたい。 (2) 特殊車両通行許可の許可期間が、1年間や半年であり、同等以上にしていきたい。	① 道路交通法第五十八条 ② 平成12年1月26日付、警察庁丙規発第3号	警察庁	
5019	50190003		(社)日本建設機械工業会	3	特殊車両通行許可(個別審査の場合)の審査期間の短縮	特殊車両通行許可申請における、オンライン化等の業務合理化成果も取り入れ、個別審査が必要となる場合の標準処理期間を設定いただきたい(希望:3週間以内)。また、その標準処理期間を超えざるを得ない場合は、審査結果の出る予定日を教えていただきたい(例えば申請後、1週間程度での通知)。	-	(1) 特殊車両通行許可(個別審査)に4週間を超えることも少なくなく、顧客の要望納期に応えるため、極力短縮したい。また、審査結果が出る予定日が分からないと、業務の計画を立てにくく、また、顧客や関係先に、納入予定時期を報告できない。 (2) オンライン化による業務効率化が進められており、その成果を基に、個別審査においても、期間短縮を検討いただきたい。	① 車両制限令第12条、 ② 平成6年9月14日付、建設省道交発第76号	国土交通省	制限外積載許可も得る必要がある場合は、さらに5日程度を要するため、特別困難なものを除き、3週間程度での審査を希望します。

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5020	50200001		兵庫県	1	公営住宅における目的外使用承認 手続きの簡素化、合理化	公営住宅の既存空家を活用して、コミュニティ活動拠点や生活サービス活動拠点等への利用を図るため、国において公営住宅の目的外使用承認の基準等を設け、事業主体が基準に沿った柔軟な対応ができるよう、承認にかかる手続きの簡素化、合理化を措置する。		既存施設を有効に活用することにより、公営住宅居住者のニーズに即した団地の活性化を図る必要があるため。 【参考】 現状においては、既存空家であっても、その都度個別に所管省庁(国土交通省)の目的外使用承認を受けた後でなければ目的外使用できず、地域の実情や個々具体の状況に応じた柔軟な対応ができないため、活性化のための施策が円滑に実施できない。 なお、現時点で公営住宅の目的外使用承認に関する基準等はない(使用承認期間は1年(近畿地方整備局建政部住宅整備課確認))	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	国土交通省	
5021	50210001		油木町長	1	補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化	小学校統合(平成17年4月1日)に伴う廃校舎の利活用を図るため、他の使用目的とする必要が生じ、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等18の規定に係る補助金返還の免除	介護支援施設として利用 ・グループホーム1ユニット(9人) 廃校を予定している町立安田小学校の校舎を町内のNPO「高齢社会を生きる会」に無償貸付する	補助金により建築した小学校の廃校後の利活用が地域住民等から求められている。中でも福祉施設としてその設置の優先順位が高い	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30法律第179条)等18条の規定	文部科学省	1. 公立文教施設費国庫補助金の額の確定通知書(写) 2. 特定非営利活動法人「高齢社会を生きる会」総会資料 3. 高齢者福祉に関する要望書

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5022	50220001		医療法人	1	医療計画の適用を受けない小規模病院群の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に定める病院としての施設の構造設備及びその有する人員について厚生労働省令の定める要件を満たす有床診療所に対し、新たな病院群の名称を付け、入院48時間規制と病床数規制を撤廃、且つ、公的医療保険を適用し、入院は有床診療所の診療報酬に準じた算定を行い、いわゆる低報酬高品質医療を推進する病院群の新設を要望する。 ・新たに設けられた病院群においては、公的医療保険制度の特定療養費の対象となる選定療養と高度先進医療に限り自由料金を徴収できるよう要望する。 ・新たな病院群の開設に際しては医師、非医師を問わず、開設を希望する個人、団体、法人に対し開設地の市長村長が許可する法改正を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる高品質医療を病院に比し低額な公的医療保険で提供し、地域に密着した特色ある病院事業を展開する。 ・地域における患者とその世帯との交流を通じて、医療の提供を行うとともに、医療と関連する領域を活性化して地域の経済、雇用、教育などに深く関わる新規事業を展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の医療計画は、病院事業への新規参入の規制と既存病院の既得権益を擁護し、良好な競争に基づく医療の新陳代謝を阻害している。病床に空きを生じない地域では、既設病院の増収を狙った増床申請が原因となり、これが既得権益となっている。この実態が専門性の追求、住民との密着、地域の要望、あるいは救急要請といった課題を抱える個人または団体、或は診療所の病院事業への参入を妨げている。このことは国民医療の将来に憂えるべき問題であり、住民が真に望む医療の充実には程遠く、既設病院の肥大化を促し、地域医療に意欲と情熱をもって飛込んだ医師達の活動を排除することに繋がる。今後は国の負担を軽減する低い診療報酬で安全で高品質な医療を実践する新たな小規模病院群を医療の核に据えるべきである。 ・全国各地における病院開設認可と保険医療機関の指定を巡る訴訟については枚挙に遑が無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5、第7条、第13条、第30条の3 ・上記に係る厚生労働省令および政令 	厚生労働省	
5023	50230001		愛知県津島市	1	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	<p>地方自治法第158条の規定により、地方自治体において首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定については条例の制定(議会の議決)が必要だが、首長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの</p>	<p>日本における地方自治制度は、有権者が直接選挙で首長と議会議員を選ぶ二元代表制を採用しているが、この制度はともに有権者の信任を受けた首長と議会が互いに民意を代表することによる両者の抑制と均衡、権力の分散に主眼が置かれている制度であると考えられ、議会は首長と対等の機関として、その権限を有効に行使し、自治体運営の基本方針の決定(議決)とその執行の監視を行うのみならず、時には執行部に対する建設的批判(対案提出)努力になるなど、活発な政策論争になることが本来の制度に内在された要請であると考えられる。</p> <p>さて、本市ではこの二元代表制における首長の権限を、次の理由により、首長の直近下位の内部組織設置発案権のみならず決定権もまた首長の固有の権限として内在しているものと理解しており、当該権限を規定した地方自治法第158条の見直しを提案するものである。</p> <p>①当該組織が効率的かつ効果的な組織編成がなされたか否かの議会による判断は、組織設置時において推し量るのではなく、ある程度時間を経た後に(行政評価などの評価結果に基づき)把握することが適切であると考えられる。</p> <p>②地方自治体の組織編成及びその分掌事務については、公約により公選を経て選出された首長がその公約(戦略)を効率・効果的に実施するために行うものであって、非効率で効果を期待できない組織編成等を行うことは考えにくく、また、仮にそうであったとすれば、住民は直接請求権の行使も可能である。</p> <p>③(首長の組織編成及び分掌事務の発案に対する)「議会の修正は長の提案した内容から現行の局部の状態に留まる」という行政実例(S49.01.29)にもあるように議会審議においては、その案に対する事実上の修正や撤回を求める議決を認めていないものと考えられるが、そのことは事実上、組織編成及び分掌事務の決定権が首長に相当程度偏在していることを認めているものと考えられる。</p> <p>④第3回提案に対する総務省の回答では「行政組織は住民サービスを提供する窓口となるものであり、組織が所管する事務等について議会に諮らなければならないため、議会審議は必要である。」としているが、②のように明らかに非効率な組織の編成等を行うことは考えにくく、また、組織編成に伴う窓口の変更等による住民の混乱等についても、施行前に十分な周知や住民の意見聴取をすれば足りるものと考えられる。</p> <p>⑤なお、パブリックコメントや住民投票などが一般化しつつある現状からすれば、④の対応は必ずしも特別なことではなく、「議会軽視</p>	地方自治法第158条	総務省		

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5023	50230002		愛知県津島市	2	産業廃棄物に係る許可権限の市町村への委譲	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物の処理に係る包括的な権限を市町村に委譲しようというもの		<p>廃棄物処理法は、一般廃棄物を市町村、産業廃棄物を都道府県と所管を区分しているが、ごみ問題の大きなウェイトを占める産業廃棄物の不適正な、あるいは不法な処理・処分の原因のひとつは、現場を抱え市民の第一報を受ける市町村に権限も機能もなく、都道府県が対応を始めたときには取り返しのつかないほど事態が深刻化することにあると考えられる。廃棄物の不適正・不法な処理によって煤塵、悪臭、土壌・地下水汚染など深刻な生活環境の汚染に苦しんでいる住民を前に現行法の下では市町村は対応ができないが、市町村にその権限を与えることによって環境被害を迅速に処理することができる。</p> <p>都道府県には、産業廃棄物の市町村域を超えた収集運搬・処理処分の流れ全般を管轄し、個別の処理施設等については市町村が管轄することが実態に適した責務の分担であるといえる。</p>	廃棄物処理法第4条・15条の2・19条・19条の5・19条の6・19条の8	環境省	
5024	50240001		社団法人不動産証券化協会	1	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人(オリジネーター)が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合には、特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等ができるようにしてほしい。		<p>資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。</p> <p>しかし、特定資産の譲渡人が必ずしも特定目的会社の設立発起人ではないため、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できないことがある。特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の発行時において資産対応証券の募集等ができれば、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。</p>	資産の流動化に関する法律第150条の2	金融庁総務企画局市場課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240002		社団法人不動産証券化協会	2	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを法文上明らかにするが、あるいは、当局の解釈を一般に対して明確化することを要望する。		特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするものが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。	資産の流動化に関する法律第31条の2	金融庁総務企画局市場課	
5024	50240003		社団法人不動産証券化協会	3	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	特定社債について、担保付社債信託法の一部適用除外とすることができるよう要望する。		特定目的借入に担保をつけると、特定社債にも担保をつけざるを得なくなる場合が多い。この場合、担保付社債信託法が適用となる。その際、以下の規程が適用され社債権者の保護が行われる結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益にかえて反することとなっている。特定社債について、社債権者の利益を守り、資産流動化法の活用を推進するため、資産流動化計画に規定すること等一定の要件を満たす場合に、以下の規程を適用除外とすることができるように要望する。①「平等な担保利益の享受」(担信法第71条)②「転賃・流賃契約の禁止」(担信法第73条)③「担保の変更」(担信法第75条)④「担保権の順位譲渡または放棄」(担信法第75条の2)⑤「担保権の実行」(担信法第82条)	資産の流動化に関する法律第113条	金融庁総務企画局市場課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240004		社団法人不動産証券化協会	4	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CPの発行を可能とすることを要望する。		投資法人の資金ニーズに柔軟に対応することができるように、資金調達手段としてCPを加える。短期資金の調達にあたり、CPであれば現状の借入に比べ調達コストが低いことから利益が向上し、ひいては投資家の利益につながるため。	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁総務企画局市場課	
5024	50240005		社団法人不動産証券化協会	5	投資法人の規約変更手続の緩和	租税特別措置法などにおいて、投資法人の規約への記載が求められる改正があり規約変更が必要となった場合には、投資主総会ではなく官報へその旨を掲載することなどで済むよう要望する。		投資法人の規約変更は投資主総会の承認を要し、租特法などの改正が行われた場合に機動的な規約変更が出来ないため。	投資信託及び投資法人に関する法律第140条	金融庁総務企画局市場課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5024	50240006		社団法人不動産証券化協会	6	大量保有報告制度の導入	一般の株式等と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度(5%ルール)を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。		証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない(証券取引法第27条の23)、と規定されており、その会社は比較的早く大量保有者の保有割合等を把握することができる。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで判明しない。今後、投資証券が公開買付制度の対象に追加される予定であり、投資法人及び投資主が早期に大量保有者を把握しておくことにより投資口の市場価格や市場における需給関係への影響を事前に予想できるため。	証券取引法第27条の23	金融庁総務企画局市場課企業開示参事官室	
5025	50250001		在日米商工会議所(ACCJ)	1	銀行等の保険募集に係る保険商品の全面解禁	銀行の保険募集につき、現在の商品規制を撤廃し、民間の保険会社が提供する全種類の保険商品の販売を認めるよう求める。		全面的な解禁は、銀行による保険販売の自由化が日本の消費者にもたらす利益を最大化し、外国保険会社を含むすべての保険会社にとっての公平性を確保するために必要不可欠である。消費者利益の観点からも、保険商品の全面解禁により、銀行における金融商品の販売方法は、これまでの金融商品の説明に重点をおくものから、顧客のニーズに基づいたコンサルティングを行い最も適切な金融商品を推奨する販売手法への変化が促進される。特に、消費者保護及び市場監督のいずれの観点から見ても、銀行が販売できる保険商品の自由化を商品で区切って段階的に行うべき根拠は存在しない。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条(及び、同条の2、同条の3)	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5025	50250002		在日米国商工会議所(ACCJ)	2	銀行の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により、銀行等が知り得た顧客情報を有効活用した保険募集をすることが妨げられていることから、撤廃すべきである。		銀行等による保険募集については、保険業法に基づきその適正な募集と契約者保護が図られることに加え、保険の購入が当該銀行と他の取引に影響しないことの明示など銀行等がその優越的地位を使つたいわゆる圧力募集等の弊害防止措置がすでに講じられている。加えて、当該規制により、銀行等がその行う業務(保険募集に係るものを除く)に際し知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用することにつき事前に当該顧客から書面による同意を取得しなければ、銀行等は保険募集を行うことができない。 かかる規制は圧力募集等の弊害防止という規制の趣旨に照らして過度の規制となっている。もしも銀行等の金融商品販売に圧力募集等の弊害があるのであれば、銀行等が保険以外の金融商品を販売する場合にも同様の非公開情報保護措置が義務付けられるべきであるが、保険以外の金融商品の販売につきそうした規制は存在しない。	保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	金融庁	
5025	50250003		在日米国商工会議所(ACCJ)	3	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	万が一、当該規制の撤廃が遅れる場合は、金融庁は事務ガイドライン等において規制内容を、以下のとおり、直ちに明確にすべきである。 1. 保険募集に利用されると弊害が発生するおそれの高い「非公開情報」を具体的に例示すること。又、顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話番号・イメールアドレス等は銀行等の「特別の情報」ではなく、銀行等が保険募集に利用し得る情報であることを明確にすること。 2. 同意取得方法について、銀行等がその取引に伴い得た顧客情報を保険募集に利用することを明示し、顧客がかかる利用を望まないことの意味表示をしたときにこれに応ずる方法も「その他の適切な方法による同意」に該当することを明確にすること。 3. 銀行等における保険商品の販売方法がこれまでの対面販売から郵送・電話・インターネットなど他の方法に拡大することが予想されることから、販売方法ごとの弊害発生の可能性に基づいた同意取得方法・時期につき明示すること。 4. 本措置につき、文書による開示と説明を行い、第一回目の保険販売が終了するまでに当該顧客からの同意を取得することが、「その他の適切な方法」のひとつに該当することを明確にすること。		個人・顧客の権利利益の保護は個人・顧客情報の有用性とのバランスの上で図られるべき(個人情報の保護に関する法律第1条参照)とて、当該「非公開情報保護措置」においては、非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行は顧客氏名・住所等を含めて非公開情報として事前の同意取得につき厳格な対応をしており、その結果、この非公開情報保護措置が銀行の保険販売におけるその顧客情報の有効利用にとって過度の障害となっている。	保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5026	50260001		青森県弘前市	1	懲戒減給処分の公平化	地方公共団体の職員のうち企業職員・単純労務職員の懲戒減給処分について、労基法91条の適用があるものとして取り扱われている運用(規制)を緩和し、一般行政職員との均衡を著しく失う場合は、労基法91条の適用がないあるいは労基法91条に優先して地方公務員法第29条が適用されるものとして運用することも許容してほしい。	一般行政職員、企業職員、単純労務職員という区分にかかわらず、同一事由による懲戒処分を受ける場合、同程度の量定・効果にすることが可能となる公平、公正な人事管理体制を確立することで、地方公共団体における規律と秩序を維持する。	一般行政職員、企業職員、単純労務職員という区分により懲戒減給処分の効果額が最大3.6倍余となる不均衡が生じる。懲戒処分は公務員制度と密接不可分のもので、公務員として欠くことのできない規制であるから、民間企業の勤労者と同様の取扱いをすべきものではないと考えられる。国家公務員の企業職員及び現業職員は、地方公務員の企業職員及び現業職員と同様の法形式で形式的に労基法が適用されるが、懲戒減給処分は労基法91条に優先して行える。国家公務員について労基法91条の規定の適用がないことを是認した東京地裁判決がある。	地方公務員法第58条第3項、地方公営企業法第39条第1項、地方公営企業労働関係法附則第5項、労働基準法第91条	総務省	○関係法令抜粋 ○富岡営林署減給事件東京地裁判決 ○労務管理要覧 ○行政実例 ○仙台市行政機構図 ○地方公営企業資料 ○地方公務員法資料 ○企業職員数資料
5027	50270001		愛知医科大学高度救命救急センター、中日本航空株式会社	1	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	先の全国規模での規制改革要望で同問題を申請した。規制改革要望管理番号:5139での回答は「給油取扱所については延焼防止等の火災予防上の観点から地盤面上に設置することを前提としており建築物の上に設置することは適当ではない。」となっている。何らかの条件をつけて認可できないものか検討をお願いしたい。海外では実行されていることでもあり、又救命率の向上の上からもぜひ認可されたい。	全国的にドクターヘリは欧米の先進国に比較しても何ら遜色ない実績をあげている。わが国のドクターヘリを受け入れる病院は全て救命救急センターであり、それなりの都市部又は近郊の大病院である。愛知医科大学高度救命救急センターでも土地の有効利用とドクターヘリから病棟までの患者搬送時間の短縮のため屋上にヘリポートを計画している。ところが給油のためだけに構内にもう一箇所のヘリポートを設けることは不合理である。何らかの条件付で容認されたい。	以下のような条件では認可できないか？1.ヘリパッド面と病室のあるフロアーの間に2階程度の病室でないフロアーを設け延焼防止を図る2.指定数量以下の給油しか認めない。3.貯蔵、ポンプ等は地上に設け配管により屋上に油送しその先にホースをつけて給油する。	消防法10条4項	総務省消防庁	